

丹生郷土誌全

丹生村郷土誌 序

我 丹生村郷土史成る 夫れ

神祖開国以来上下三千年 紀伊は實に出雲に繼ぐの旧邦にして元木国と称す。其山河草木漁魚塩菜の富は今尚旧の如し以て上古の富を推想すべく除福貢籍の仙境は即ち熊野なり。丹生津姫降臨の仙境は正に本郷土なり。山水明媚風光佳絶なる樂境なり。然り中古藤原氏專權の際目代土豪の割據と爲り次て保元平治の戦乱より、北條氏の苛政百七拾余年南北兩朝の紛争は七十余年に及び足利氏の勢威は室町を出てす 藩維衝争断ゆる時無く應仁の兵乱天下解体遂に織田氏となり、豊臣氏と爲り慶長元和の一戦に走鹿は徳川氏に典る 乃ち我が木国の如きは之を史乘に崔するも上古遼遠其平安朝以後目代庄司の勢威隆々兩朝の間は庄司の如き国土身命を擧げて芳野朝廷の藩屏と爲る忠孝義烈雲の如く林の如し。

神祖肆国の旧邦たるを辱めす悲哉南風競はず遂に山名氏の領国と爲り明德の変大内氏に皈し應永以後畠山氏に属す。天正以来豊臣と爲り浅野氏と爲る。

徳川氏が南龍公を對するに至り畫一動かず 以て復古維新の今日に至る 是其大略なり。

噫保元平治以還慶長元和に至る日月四百五十余歳天下鼎沸獸遁禽奔其残害を蒙る 処豈啻に我紀伊のみならんや、八十余州寧日なし 栄枯一瞬盛衰一息兵火煙塵地に湧き天に連る 上古の文物蕩然地を払ふ 以て誌記編纂の據る可き無く之を口碑に

問ひ之を断凹に求め近代の史乘に交互し山河の景勝に併せて現時の風物を緝録し以て本誌の稿を終了す。

抑神祖東征上陸の地は乃ち我が紀伊国なり。除福貢籍の地は我が熊野なり。丹生津姫降臨の地は乃ち我郷土なり吾人見る処の山川草木危礁怪岩は乃ち神祖の當年賞觀し給ふ処の山川草木危礁怪岩な里、蓋し變するものは之此の人爲にして變せざるものは之此の山河大地なり。

思へ眞妻山山顛に登躋して前面を眺視すれば四国を望む。九州其南に在り琉球、台湾、南洋諸嶋渾て吾人聲息の中に在り東太平洋を隔てゝ兩米大陸に通し北西は坦路直ちに王幾に接す所謂要喉且つ艦船の泊留には熊野に勝浦あり。下瞰すれば良港湾を誇稱すべき比井港は脚下に在り。宜なり武内宿称が皇嗣を擁して錦旗を本土に樹つることをや上古の事跡は之を詳悉せさるも船舶の出入荷客の集散は徳川幕府の盛肯に於いて其隆旺を究めたりと大和芳野に連れる日高の平野を控へ米穀木材の豊富なる特に四万八千石一小邑里に止らんや一葦の扁舟も竈龜を蹴れば南洋諸嶋の富は海国男児の漁撈を挨ちつゝあるに非すや、然らば則ち本郷土誌の如きは唯一行の面觀録にあらざる可し又一行の旧記録にあらざる可し筐底に密蔵して蠹魚を養ふの香飼に非るへし應に是傑士進取の針盤なり有為の士此れを讀みて奮興起せざる可からず。

維新大一統再後茲に四十有七日生まれ霜皇家の大徳国運の進張既に坤球を覆ふ時なる哉口志以て聖土に酬ひ奉らざる可かず 然らずんば本誌編纂の意は荒む。

神武天皇即位紀元 二千五百七十四年

大正三年甲寅十二月吉日

丹生村長

松井

籐之助

郷土誌 目次

第一編 自然誌

一、位置

二、境界

三、面積及廣袤

四、地勢

イ、總説

ロ、山及山脈

ハ、河川

ニ、池

ホ、溝

五、地体

イ、總説

ロ、地質

ハ、礫

ニ、権者
泉
穴

六、氣候

イ、總説

ロ、雨

ハ、風

ニ、天候

七、変災

第二編 人文誌

一、沿革

二、大字区劃

三、戸口

イ、沿革

ハ、人口

ニ、戸数

ホ、移出

ヘ、移住

四、官衛及公署員

五、經濟及財政

イ、沿革

ハ、人口

ニ、歳入

ホ、基本財産

ヘ、毎戸租税

ト、各種貯蓄

六、生業

イ、農業

ハ、林業

ニ、牧畜

イ、ロ、ハ、ニ、 沿革説死病疾 師健康状態	十一、衛生	ト、ヘ、ホ、 長言所と短所	犯罪語	風俗習慣	ニ、ハ、ロ、イ、 氣質	イ、ロ、ハ、ニ、 沿革説	十、民俗	ニ、ハ、ロ、イ、 寺院會及佛像	イ、ロ、ハ、ニ、 沿革説	九、宗教	八、神社	ニ、ハ、ロ、イ、 中等教育	イ、ロ、ハ、ニ、 沿革説	七、教育	ニ、ハ、ロ、イ、 沿革説	二、ホ、ヘ、 工業商業	二、ホ、ヘ、 工業商業
-----------------------------	-------	------------------	-----	------	----------------	-----------------	------	--------------------	-----------------	------	------	------------------	-----------------	------	-----------------	----------------	----------------

木、施設

十二、交通

イ、沿革

ロ、総説

ハ、道路車輪数橋梁渡船口[?]車馬通不并特別工事

ニ、船舶

ホ、通信機関及其状況

ヘ、運送會社

ト、宿屋

十三、各種団体

十四、名所旧蹟

十五、古墳及古器物

十六、古今著名の人物小傳

イ、旧家

ロ、受賞者

ハ、教育家

ニ、徳望家

ホ、近世村務に努力せられたる故人

第一編 自然誌

一、位置

本村は和歌山縣の中央なる日高郡の中心点より稍坤位に在り。

二、境界

正北は日高川を隔てゝ早蘇村の玄子と早藤との二大字に相對し奥曾山を以て同村の大字伊藤川に五郎田山を以て船津村の大字籐野川に北東は佛の串峠を以て川中村大字大又正東は懸谷山を以て眞妻村の大字西神野川に東南は燈明山を以て切目川村大字脇之谷に、猪飼野山を以て稻原村の大字印南原に正南は鴨盡と下口[?](留[?])切山と一峯とを以て同村の同大字に柿木峠を以て同村の大字明神川に南西は笹峠を以て野口村の大字熊野に白絲の滝を以て同村の大字野口に接続し正西及び西北は日高川を隔てゝ矢田村の若野と入野との二大字に相對す。是を概括すれば北西は日高川の流水に嗽き東南は丘岳を枕と爲す。

三、面積及び廣表

總面積	二千四百拾七町四段四畝拾四歩
田面積	貳百四拾七町四段九畝拾七歩
畑面積	五六町六段九畝五歩
宅地面積	拾六町七段七畝貳拾七歩
山林面積	貳千貳百九拾五町貳段一畝拾八歩
原野面積	壹町貳段六畝七歩
東西及南北の幅員	

四、地 勢

東	最長	四拾七丁	南	最長	四拾丁
西	最短	貳拾丁	北	最短	四丁

イ 総 説

本村の内部は大峰の山脈北方に崛起し蜿蜒して西方なる口（當）田山脈に連互し南方に奔り東方に馳せ谿谷を阻て眞妻山に相對し人家と耕地とは外部を圍繞す其形状は宛も猛虎が頭北面西して横臥せるに似たり其頭首は松瀬に胸部は和佐に腹部は江川に腰部は山野に當たれり而して大峰と當田との二山脈は即ち脊梁となれり。各大字の地勢を器物に譬喩すれば松瀬と和佐とは後に丘岳を負ひ前は日高川に臨みたれば板箕の如く江川は左右に丘岳の延長しければ菓研の如く山野は四圍丘岳なれば播盆の如し

ロ 山 及 山 脈

前記の如く本村は内部に山脈崛起して蜿蜒蓮互し東北は高くして西南は低し北方なる松瀬と西方なる和佐とは貳拾度乃至參拾度の傾斜を爲し東方なる山野と南方なる江川とは五拾度乃至六拾度の傾斜を爲せるは水流の緩急と丘岳の状態とを一瞥すれば徵證するに余りあり。

眞妻山は大字山野の東方に卓立せる高參百六拾丈にして形富士山に似たりければ一名日高富士の称呼を有する周圍僅々一里半なるが故に傾斜頗る銳角なる山岳なり附近の山岳中にて特に嶄然頭角を現せり。山麓には雜木蓊鬱したれども山腹以上は丈余の茅草繁茂し宛然綠色なる毛布を敷き聯ねたるが如し相傳ふ太古丹生津姫大神が鳶に乗りて天降りましませし旧跡なりと故瀬見善水翁が

眞妻山まくはし山と丹生津姫 かみのみことや あもりましけむ

と詠ぜられたり。此頂嶺に攀登して四方を眺望すれば風景の絶佳なること韓口[○]の筆も蘇張の舌も其一端を盡す能はさるなり。日高郡の大部は論を俟たず。馬手には有田の諸山脈と弓手には西牟婁の諸部落を瞰下し前面には漫々たる蒼溟に白帆の徐行せると汽船が黒煙を噴きつゝ狂瀾怒濤を蹴つて勇奔猛馳せる等壮快なる現況を一眸に射入し攀登者をして積鬱を慰藉せしむるを以て近年春秋の侯に遠邇の幸生及健児等参々伍々袂を聯ね踵を接して躋覽する者も亦僅少ならず今を距ること貳拾九年前なる明治十八年拾二月に陸軍省参謀本部測量課より此の頂嶺に菅等三角站測量標石を据付け並に測櫓を設置せられたり。これに垂くものを略記せんに大字松瀬に在つてはシタノト奥山と経塚山と日尾奥山と大字和佐に在つては大峯山と當田山と高台山と千曳山と大字江川に在つては黒沢山と長沢山と鴨盡し山と前田山と大字山野に在つては猪飼谷山と赤木山と滑谷山等は各大字中で卓絶なる山岳なり其他数拾の小丘に至つては一々枚舉するに違あらず。本村の山岳を概説すれば山麓には薪材を供す可き雑木の繁茂せると谿谷間には杉桧の造林せるとあれども山腹以上に在つては渾て茅草と雑草とのみなりき。

八 河 水

本村の河川は日高川と江川川の二個川に過ぎず今之を左に列記せん。日高川は源を笹の茶屋の南谷なる日高郡龍神村の山中に発して果無山脈と鹿が背山脈との縦谷を紆回屈折して玄子川、丹生野川、笹子川、小又川、古藪川、木谷川、鷺野川等の諸支流を併合して来りて、本村の松瀬と和佐の二大字の北方より西方に流過する所の最深壑丈乃至九尺最浅四尺乃至参尺最広八拾間最狭六拾間流程五十丁なる清水なり「川上なる船津村及び早蘇村より川下なる御坊町に川舟の上下往復するもの壺日に数拾隻を以て計ふべし故に暁曙より黄昏に至る迄曲節面白き疑乃絶間無きを以て如何に舟筏の利便なるかを識知し得可し此流程間に於て旱魃の

激甚なる時期に際し大字松瀬と和佐とに特に水車を仕掛けて耕地に灌漑することの多きは得て知るべきなり。松瀬より和佐に至るの日高川対岸特に松瀬の杜鵑花は世に名を以て知らる花の盛時には岸花紅に水を照らす緑水爲に赤し舟に倚て望めば目の向ふ所花に非るなし且つ此の地は閑雅幽静に心為に清く画工も眞を寫し難く妙詩も美を讃する能はず口辨せんと欲するも能はず故に年々舟を浮ぶるの墨客技を引き来遊する徒又多し

嶮口^ノ之間緑水通 杜鵑花発夕陽紅 丹溪
両三親友汲杯啜 清興高談短艇中

其下流和佐と野口村の大字野口との境介なる千曳山の良位に在る金屋の渚は又有名なる野口堰の上流にして式参丁間は河幅広濶水底幽深なり古来此の境は螢の群集に名を博したれば初夏の候に川艇を浮べて杜鵑を聴き螢火を賞しつゝ清遊を爲せし者聯夜断絶せざりに明治二十二年即ち今大正参年を距ること貳拾五年前の八月に洪水氾濫せし爾後頓に減少したりと雖も蛟龍の翔けるが如き老枝^ノと長蛇の横はるに似たると古松と奇巖怪石等は水鏡に倒映映して昼尚暗き雅趣は寸蒙^ノも昔日に異らざれば無風流なる急忙の行旅も此の風光佳景に枝を駐めて憧憬せざる者なしや況や詩的觀念を有する文士墨客に於てなや加え鱗族も衆多なれば釣りを垂れ川魚を漁する者四季共に僅少ならず特に秋季に年魚捕ふるものは終日陸続たり。

千仞之山樹鬱繁 一條之濶水潺湲 霞山樵夫
螢光万点撲舟乱 此処茲遊洗世煩

さしのぼる 日高の川も解けやらで
こほりをくたくた紀路のたひ人
たのめてもいまだ日高の川浪に 同人

タくれいそぐはるのくもきり

水崎久道

きり深き朝川たどるいかだ師の

瀬見善水

そで越す浪は尾ばなりけり

あしたづもわが舟よばふこゑ添へて

時雨降り来ぬかさもあらなくに

同人

憂きことを多きにし耳を洗はめや

千曳の山のしらいとの多き

江川川の水源に三個有り。甲は大字山野の字大滝川の東方より出て諸丘岳の溪水数条を集め耕地を涵養しつゝ環流西下す中流に一瀑布あり直高八間幅三間にして附近第一の瀑布なれば大滝川の名を有す。此の川の廣狹平均壺丈五尺あり。乙は同大字三津の川の東方なる佛の串山より出でて耕地を涵養しつゝ環流西下す此川の廣狹平均壺丈五尺なり。同大字の字明神崎にて甲乙二流併合して山野川となる。耕地を涵養しつゝ坤位に流下す。此川の広狹平均壺丈五尺深平均一尺なり。丙は同大字の字猪内川の良位なる眞妻山麓より出でて耕地を涵養しつゝ環流西下す。此の川の広狹平均壺丈五尺なり。大字江川の鴨盡し池に注入し復出て丸淵にて山野川と併合して江川川となる。此の川の廣きは九間狭きは六間、耕地を涵養しつゝ西流して大字和佐に入る広きは十三間狭きは九間の堤防間を西流して字出合にて日高川に同流す。此の川は水源より出合に至る直経は僅かに廿余丁なれど流程の四里廿壺丁四拾貳間なるを以て如何に屈曲盤紆せるやは思ひ半に過ぎん。

二 池

本村は土地高燥加ふるに耕地を涵養する水は前項の二川と僅々なる小池とのみなるを以て旱魃の害は多大なり。往昔より旱害を掌被する毎に感激刺衝して貯水池を掘穿すれども盆大

なる小池にして数反の耕地に壺、式回灌漑せば忽ち枯乾して涵養をろせざるは比々皆然り。
今本村中の大なるものを略記せば、大字松瀬の字谷口なる土尻池は面積壺町貳反三畝四歩
周囲壺百九拾五間此の水掛り反別拾四丁八反四畝拾壺歩なり。大字江川の字前田なる前田池
は七反貳畝貳拾八歩周囲壺百拾五間此水掛り反別壺町五反八畝五歩なり。同鴨盡なる鴨盡
池は面積壺町四反壺畝拾八歩周囲五百八拾間此の水掛り反別拾貳町八反五畝拾五歩なり。大
字和佐の字栗屋谷なる栗屋谷下池は面積壺町七反六畝拾貳歩周囲四百五拾間なり。同字中津
川谷口なる中津川谷池は面積六反参畝貳拾八歩周囲参百間。此の水掛り反別は栗屋谷下池と
合して参拾町五反壺畝四歩なり。此地に面積五反以下なる掌大の小池は数個を有すれども敢
えて記載すべきの資格を備具せざるを以て省略す。

木 溝

溝も又数箇所を有すれども何れも小溝にして列記すべき價值なけれども其中にし履歴を有
せる左の式ヶ所を略記せん。

○松瀬溝

大字松瀬は日高川の沿岸に位置を占むれども灌漑の利便乏しくして旱害に困頓し
けるが當昔正覺寺住職某師は今大正参年甲寅を距ること二百八拾余年前なる寛永年間に
若野と小熊との両村民の懇請を納れて白岩溝の開通を主宰中に藩政大いに之を嘉賞し
該工事をして成工の暁に達せば如何なる請願をも許容せんとありければ白岩溝の開修
を完了するや直に松瀬村の状況を具申し伊藤川の谷川水を引用せんと大計画を企て、
日夜工事を監督して遂に十八町間の溝を開修したりし故に農民の歡欣涯際無く現今に
至るも六月十一日即ち成工記念日に農民一同集合して実地を一巡するを嘉例と爲しつ
ゝあり。然れども某住職の名と寛永の何年なりしやは記録の存留無きは遺憾の極みに
ぞある。

○山野の溝

大字山野も亦水利に乏しければ数拾年前に字大滝川より大字江川の字道仙に至る
貳拾五町の溝を開通したけれども不完全にして漏洩多く開通の目的を果さざりしに小

五、地體

イ 總 説

山友吉氏推されて改良委員長と爲り明治四拾壹年戊申二月より着手し寢食を忘却し修繕浚渫の工事を盡力せられしか其効驗空しからず鴻益を與へしを以て當時の懸知事より木杯壹個を賞與されたり。

本村の地形は幾多變遷せしやは旧記の徴す可きもの慰留せざれば今にして考証することは不可能なれど古書を按ずるに松瀬は防波堤の松樹多きに因みて松瀬と呼び和佐はワダの轉訛にして即ち海の義より和佐と呼び江川は江水の流入せしより江川と呼べりと記せると。全村の地盤は悉皆水成岩なるとに徴し来れば上古は日高川の海に朝宗する海口なりしならんと考證するも敢て荒唐無稽なる憶測に非るべし人家の繁殖せし年代は推究すること難けれども山野は口碑に延暦年間に由良の莊なる畑村より参戸の農民移住し来り榛等を刈除して耕地を開墾し畑越村と呼びしが後年に居りて山野と称せられたりと、往昔は大いに殷賑なりしことは

山家なれ共山野は都三昧や太鼓の音絶えぬてふ

童謡の遺れると また松瀬には
小さい松瀬に過ぎたるものは酒屋三軒寺二ヶ寺てふ
童謡の存せると

また和佐には川上氏の山崎と玉置氏の手取との二城跡の古形を現留せると今大正参年を距てること壹百年即ち神武天皇即位紀元貳千四百七拾年代なる人皇第百拾八代光格天皇の御宇文化の未年に和佐の故人狩谷九郎兵衛氏が

山里も住めば都の花の頃鳥啼き渡る折節に不圖誘はれて權者穴觀音詣で致し候名も大峯の程遠く九十九折なる山坂も登り詰めたる前ヶ辻暫く木蔭にやすらひて向ひを遙かに見渡せば四方の山々日高川岸に並木の松ヶ枝に懸れる藤井吉田なる里の煙の絶間より和田吉原の松原や塩屋野島の浦々も一目に見ゆる淡路島上り下りの帆懸け舟眺望も飽かぬ風景に日頃の鬱も晴らし候弓手の方は其昔威勢も四方に輝きし玉置の城も今や只石や瓦と

なり果てし世の盛衰ど哀れなる此の山に名も高き権者穴との云傳へ千尋に余る窟あり
鬼の住家と怪まれ空吹く風も身にしみて実には物凄き所なり觀音菩薩に跪き現當の祈
願して夫より下向に趣けば滝谷落ちて岩脇や水の流れも細々と湊川へそ出てにける。丹
生明神に参詣し其の廣庭に推き蓬萊山は不老不死の神の恵ぞ有難きとはに濁らぬ清水橋
を越ゆれば一宅の庭門を出れば辻繩手山王觀現伏拝み野田の蛙の鳴く声に心せかれて足
の聲絶間なき法の庭門を出れば辻繩手山王觀現伏拝み野田の蛙の鳴く声に心せかれて足
曳の山崎過ぎて谷口や程なく門前南陽山廣西禪寺は古の七堂伽藍も零落し法燈国師の開
山堂口に残る境内に昔ながらの山桜変らぬ色は花ならで千歳を経たるものもなし谷を隔
てゝ光源寺一向信者御繁榮寺中に御和讃御文章いと尊く覺へけり御八ツの太鼓に数添
へて鈸に響く見る山の裾を巡りて出合川早や別れ路のあとやさき書き残したる笑草こは
恥かしき御事に存じ参らせ候かしく。

てふ和佐名所記を吟味せられ又江川には逸見と江川との二旧家のありたりしより推考せば本
村は夙に開発せし郷土なりしを確信するに躊躇せざるものなり

口地質

地盤の大部分は水成岩と礫石交りの粘土多く今大字の耕地の色を見るにすべて茶褐色にし
て松瀬と和佐とは砂性の壤土多く江川は粘土の礫石多く山野は純呼たる粘土多し稲麦は中熟
にして柑橘類に適當せり本村の柑橘は彼の有名なる有田郡北部の産出に比べれば風味に於て
敢て遜色なけれども光沢と沙囊柔軟なるとは稍其の下位に在るを以て苟くも殖産に志有る人
士は常に之を研究しつつあり。

ハ砦泉

大字山野の字三の川に華氏四十四度の温度を有せる炭酸泉の湧出するあり。之を三の川砦
泉と云ふ。無色透明にして且つ無臭無味なり。胃弱、久亜性痺麻質白帶下腰痛鉅毒より来り
し麻痺、月經不調貧血病皮膚病神経痛子宮機能変常壞血病萎黄病依ト昆垤児歇似私的里慢性
氣支管加答兒線病慢性胃腸加答兒肝臟病血液不良吞酸下腹充血便冲子宮充血慢性喉頭痛脚氣

等の諸病に適應せり。然れども土地の僻在なると湧出の少量なるとに因りて名聲は江湖に噴々と聞達せざれども附近の該症に罹れる人人が之に浴して効驗を得し者亦少なからず。道路改修の暁には必ず好浴場を設けらるゝは近き將來にあらん。

二 権者穴

大字和佐の大峯山腹に奥行八間幅貳間乃至參間高平均壹丈入口四尺四方の洞窟あり。之を権者穴と称呼す之は何の年代に何人が何故に之を穿ちしや又は何によりて権者穴と云ひ傳へしやは記録の以て徴すべきなければ考證するの端緒も見出すこと能はず。然るに口碑に昔時權次てふ人が鑛物を掘採せんと着手し大いに失敗を醸せしに因りて之を拋棄せられたり。爾後該郷土にて失敗せし事を權次が穴と俚諺せしを暫次に轉訛して此の洞窟をば権者穴と呼ぶに至れりと之も亦參考に供す可き口碑なれば茲に記録して後追博識者の考證を俟つ。又其側に儀助穴あり、これは儀助てふ人が鑛物を掘採せんとて着手して失敗せられたる旧跡なり。儀助も失敗の結果、他国に移住せられたりと口碑に傳へられたり。

六、氣 候諸諸

イ 総 説

本村は温暖其の中を得たりければ四季敢えて大々的變化なく室内に在つては三伏の酷暑も華氏最高九十五度を昇らず三冬の冱寒も最低參拾參四度を降らず全年通じて六十度乃至七十度の時季最も多し畜に本村の特異なる点は秋季より冬季に移還すること急速にして楓・櫨及び柿・葛等の霜に侵されて紅葉し風流韵士をして吟詠せしむる時季極めて短促なるのみなり。

ロ 雨

春季は最も少なく夏期は最も多く秋季は一ならず冬季は曇りて降らず之を平均すれば一週間乃至一旬間に一面の降雨なり。

ハ 風

春と秋と冬の三季は北風にして夏の一季は西南風なり概して朔風習々たる郷土なりと云ふも可なり。

二 天 候

大洋気圧の高低によりて年々其候は一樣ならざれども春と秋の二箇月は曇天三と四の二ヶ月は細雨五と六の七との参個月は潤雨八と九と十の三箇月は晴曇一樣ならず拾春と拾秋の二個月は晴朗なり雪は冬乃至啓蟄間に梨花の春風に翻飛するが如く霏々として降り来れども衣巾を濡すに至らず。偶然には寒威激烈にして大いに降来り眞妻山嶺を遠望すれば一宵間に銀世介に化せしかと疑はれ日高河原の旭日瞳々たる前に鳥雀の飛翔する状態は衛が波浪を蹴るに似たるの美観を現出し農民は豊稔の兆候ならんと欣抃鼓舞することはなきにしも非れども是春に八寸以内にしあれば太陽の仲天するに及んで暫時に融解し該美景をして僅々一日間をも持続せしめざるのみならず斯の如き降雪は極めて稀少にして之を既往に口すれば秋参年間に壹、貳回に過ぎず。

七、 変 災

本村の往昔は附近海原なりしが潮の退脚せしと幾多の変災とを経て現状を来せしは地形を観察せば推考すること難しからず。然れども往時の著しき変災に至っては記録の遺留無きを以て確個たることを推究するは至難中の至難なれども口碑と記録の散在とに據りて左に近古の災いを略記せん。神武天皇即位紀元貳千参百九拾参年人皇第百拾参代中御門天皇の御宇享

保拾八年癸丑即ち今大正參年甲寅を距ること壹百八拾壹年前に稀有の洪水にて低地の人家牧畜及び耕地等を流失し鼓腹歡樂せし花月の郷も貳參日間に荒涼寂寞の土と化し桑田碧海を眼前に現出したりしに藩廳の保護と各自の拮据黽勉して倦怠せざりし効果空しからず漸次回復の緒に就きたりしも猶拾有余の春秋を経過したり如ふるに該災厄に罹りて変態せし地形は万古に互るも人力にて復旧すること不可能なり。後數拾年間に旱魃と水害との変災に遭逢せしは數拾回なれども壹部分なりければ省略せん。享保の洪水より壹百拾參年を経し神武天皇即位紀元貳千五百六年人皇第百貳拾代孝明天皇の御宇弘化三年丙午（弘化三年は垂米利加の使節が始めて浦賀に来航せし歳）即ち大正參年甲寅を距ること六拾九年前の夏大旱魃にて農作物悉皆不毛なりければ餓口は道路に充滿し淳々の俗も穆々の民も咆哮呻吟して食飼爭ふこと恰も餓鬼道の如く慘恒の極点に達したり。夫れより六年を経て嘉永五年壬子の春より翌嘉永六年癸丑の冬に至る貳拾余箇月の久敷に亘りて壹面の潤雨無く日高川を徒渉して衣裾を濡さざりしといふ大旱魃の継続しければ士農工商は一心を擬して神明佛陀に念じ神職僧侶は丹誠を抽んでゝ加持祈禱を修したれども寸蒙も効驗を奏せず耕田は悉皆龜裂し滿眸に緑色なし終には飲料水すら遠く河水の涿源に汲みし等筆舌以って一端を盡すべからざるの困難を嘗め且つ飢餓旦夕に迫りければ壯者は四方に離散して労働に従事し得し所の賃銀にて漸く食料を購ひ遠く輸送し来りければ老幼は漸く其の供給を仰ぎて辛くも口に糊したけれども壯者の有らざる家族等は路傍に苦叫徘徊せられし状態は実に酸鼻に耐えざりしと云ふ。尋で翌年安政元年甲寅に近古未曾有の震災ありたり。今實際に遭遇せる生存の翁媼に聴聞しければ概畧を綜合して左に記録せん。其歳は春來風雨稍和順に飯し農民等は聊か愁眉を開きて其の堵に安んじ客年離散せし壯者等も漸次に販來し秋穫も平年以上に達しければ一家團樂の歡樂を享受し欣喜雀躍すること數月にして豈はからんや拾壹月五日の黄昏に俄然濱渤鼓響し山岳鳴

咆し地盤の震盪せし事恰も舟艇に搭して激浪を渡航するが如く動揺しければ老を扶け幼を携へ屋外に夜を徹したれども連日瞬間も止息せざりければ戸板を敷きて露宿せしこと拾有余日の久しきに互れり大字山野の人人は眞妻山が破烈せんとの流言に恐怖して家財汁器を江川及び和佐に運搬せられし等の慘担たりし状態は追想する毎に心胆を寒からしめ肌膚粟を生じても髪の豎立するを覺ゆ後拾貳年を経て神武天皇即位紀元貳千五百貳拾六年同天皇の御宇慶應貳年丙寅即ち今大正參年甲寅を距ること四拾八年前の八月七日暴風吹き荒みて人家農作物に多大の被害ありて農民等の困苦一方ならざりき。翌慶應參年丁卯五月拾日頃より連日の霖雨寸時も止まず同拾七、八日頃より各所の溜池及び溝渠水溢れて諸川の堤防は大ひに破損し大字和佐のごときは殊に甚しく耕地の土壤殆ど残らず流失し拾九日には最も氾濫の極に達し低地の人家を押し流したりしより農民等の困頓に一層を加へたり。之を復旧するに七、八年の星霜を要したりと云ふ。該洪水は往時享保拾八年の洪水を距る事實に壹百參拾四年なりき後拾六年を経て神武天皇即位紀元貳千五百四拾參年人皇第百貳拾壹代明治天皇の御宇明治拾六年癸未即今大正三年を距ること參拾壹年前の夏季に數月間壹滴の降雨無く近年稀なる大旱魃なりければ農民等は高野山の火を迎へて松明に点火し連夜田畑の周圍を巡回し或は神社佛閣に參拝し或は山上に火を焚き或は心経を誦誦して降雨を祈願したれども寸効をも奏せずして大いに困頓を極めたり大字松瀬と和佐の農民は日高川に水車を仕掛けて低地の耕田に汲み上げ川側の地に聊か灌漑しければ川下の野口村大字野口の農民等は九月拾日の未明より男子残らず総出にて鋤或いは熊手を携へ行厨を腰にして押し寄せ来り川浚てふ名義にて水車堰堤を破壊しければ之を防禦せんと一大爭斗を演じ双方に幾多の負傷者を出すに至る爲に郡吏員並に警察官出張し百方斡旋して辛くも鎮定せしめたり。明治拾八年春來風雨和順なりければ今年こそは豊年なれと村民等歎喜し時恰も太陰曆の孟蘭盆に相當せるを以て精靈祭りの準備中

に八月口日のまだきより潮風吹き来れども海岸を距る事里余なれば敢て憂念せざりしに豈圖あにはからんや近古未曾有の大潮風と化し終日寸間も止息せざれば只管に家宅に居りて風を待つより外あらざりき。翌日之を見れば昨日まで花盛りなりし早稲は一粒の成熟をも認めず中稲晩稲も大凶作なりき。翌明治拾九年は前年よりの人氣一層銷鎮し諸物貨格外に下落し農民は非常なる打撃を受けて大いに困頓しければ資産を有する者は義捐し細民を救助せられたり。其の翌々年の明治貳拾壹年の八月參拾日に異常なる暴風吹き荒み家屋崩倒及び農作物を害せしこと多大なりければ農民等は苦境に銷沈し政府の救助金と江湖の義捐金を仰ぎて凍餓を免れた。殊に旧藩主侯爵徳川茂承閣下より巨額なる金員を寄贈せられし如きは永久忘却すべからざる事にぞある。該被害詳細なる記録を本村役場に遺存せざれば茲に只口碑のみを略記す。

尋で翌年明治貳拾貳年己丑八月貳拾貳日に有史以来未曾有の大洪水氾濫し是亦大の害を蒙れり今其概略を左に記さん。八月拾貳、參日頃より霖雨連日に互りて寸時も息まず、諸川の濁流は日々夜々に増加し拾五、六日頃より竹木家財の漂蕩し来ること矢の如く。道路を通行する者後を絶ち拾八、九日頃より河水溢れて耕地を浸し田畑の上土を押し流し貳拾と貳拾壹の兩日は破雲雨てふ強雨俗に所謂底抜け雨にて恰も虚空にて盆を覆せしが如くにて氾濫其の極度に達し大字和佐に在りては見渡す限り漫々たる泥海に化し濁流の床下に侵入しければ人衆皆急遽狼狽大いに驚きたり其の如何に原因せしかは疑はし是れ不思議と云うの外なし多く所によれば紀の川、有田川、熊野川皆再りと大字和佐に在りては見渡す限り漫々たる泥海に化し濁水床下に侵入しければ人々急速に避難して高処に群集したれども猶豫して濁水の床上に侵すに及んで救護を求める悲鳴號呼の聲は四方に蛙鳴蟬噪の如くなりければ嚮に避難せられたる木下忠兵衛、上田佐助の兩氏は同情の熱涙禁ずること能はず自己の身を命を觀虚するの違無く小舟を逆巻く濁流に浮かべ悲鳴號泣の男女を搭乗せしめて高処に漕ぎ送り数多くの

老少を九死の中に救はれたり。其後當口の懸知事より金員を賞與せられたり。該洪水に於て蒙りたる損害は勝て算ふ可らず。和佐尋常小学校は校舎の半と書類とを流失し、生蓮寺は床上に浸水す。大字松瀬に在りては侵水家屋戸就中西部は床上甚だしきは屋上に至る爲に畳建具家具等大部分流失す。東部に至りては街道を扁り浸漲せり家の内外には材木及び根付樹の堆積せし者亦一驚す。本村役場も床上参尺の浸水に罹れり建物の流失は貳百拾壹戸にて缺損及崩壊は参百五戸然りして床上に浸水せし家屋は壹百九拾七戸の多きに達し耕地に成長しつゝありし青毛の流失と浸水の爲に減耗せし損害を概算すれば貳千八百五拾壹石五斗にして當時の価價格にて貳万参千九百参拾七圓七拾五錢の多額に達し加るに其他の動産と不動産との損害は見積もり四万四千四百六拾八圓なり。耕地と山林との被害を各大字別に列擧すれば大字松瀬に在りては石砂入と押し流しの田は十七町四反参畝拾貳歩と石砂入と押し流しの畑参町壹畝拾七歩と押し流し山林壹町六反六畝拾四歩と石砂入り宅地は四反壹畝拾七歩にして計貳拾貳町五反参畝なり。大字和佐に在りては石砂入と押流の田畑合して四拾七町四反八畝貳拾八歩と川成田は参反拾八歩と川成畑は四反壹畝参歩と山崩れ田は四町壹反八畝拾八歩と押し流し山林は八反四畝拾九歩石砂入の山林は壹反四畝壹歩と押し流し宅地は壹町五反参畝貳拾歩と石砂入宅地は壹町六反参畝拾四歩にして計五拾六町五反五畝壹歩なり。大字江川に在りては川缺と山崩との田は五町六段六畝七歩と石砂入の畑は壹反九畝拾九歩にして計五町八反六畝六歩なり。大字山野に在りては川缺と山崩れ田は拾参町六反参畝五歩と川缺と山崩れ畑は貳反五畝九歩にして計拾参町八反八畝拾四歩なり。之を全村に合計すれば田八拾四町四反七畝壹歩畑参町八反七畝拾八歩、宅地参町五反八畝貳拾壹歩、山林貳町六反五畝四歩なり。貳拾貳日の黄昏より降雨薺れ始めて廿参日には漸く全晴と爲れり。家屋流失せし人々は礎石の残れるを見て己が住みし跡なるを認めし等の惨愴なりしは譬喩するに物なし地獄の変相なりと

第二編 人文誌

評す可なり。斯く大慘担タタに際し第一に憂慮するものは食糧なりとぞ一般の罹災者は貧富の別なく飢餓に頻しければ各所に於て焚出しを爲して辛くも飢餓を防ぎたり。其後避難者は漸時自宅に販りけれど販るに家なく災厄の最も多きものに害人害日に玄米四合として大字和佐の光源寺に於いて六百九拾壹人に授與したり。而して其日数は拾五日間の久敷に亘れり。再後拾数年間は霖雨旱魃なきにしも非れども概して順調なりければ大いに安堵しつつ日月を経過しけるが明治参拾六年の七月廿三日頃より霖雨降り初め八、九兩日の如きは日高川の水嵩壹丈二、三尺に達し大字江川の堤防も濁水溢れて処々の堤防も崩壊しければ復もや明治廿二年度の如き大水害に罹るならんと安き心も無かりけるが漸次減水して人々初めて愁眉を開くに及べり。其後七箇年間は特別の異状なかりしに明治四拾四年九月中旬より霖雨連日息まず廿一、二の兩日は江川川の堤防に水溢れて四望泥海の如く各所の缺損甚だしく低地の人々は家計を負荷して高処に避難せる等の混雑一方ならざりしが廿三日より減水したるを以て漸く蘇生の思を爲せり。翌大正元年九月廿弐日に稍洪水ありしが前年に比して五分の一なる程度なり。随つて損害も五分の一なりし。

○善後策

水旱の災害に遭逢する毎に善後策を講ずるも微力の及ばざる所なるをもつて、旱害の後には溜池を掘穿し水道を浚渫し水害の後には堤防を堅固ならしむる等にして、最大なる工事を起し或いは樹木の濫伐を禁止するなどの根本的豫防を実行せざるは遺憾の極みにぞある。

一、沿革

神代は遼遠得て窺測すべからず神武天皇の橿原奠都以還上下殆んど参千年、上古の事跡は遡[？]として推究すること難しと雖も口碑を傳聞し国史を涉獵し断冊を瞥見し地形を観察して之を綜合するに我が紀伊国は出雲に垂げる旧邦にして熊野に徐福の来航あり、本村に丹生津姫の降臨ありしは天下の晋く識智する所なり。

本郷土は中古藤原の權を専らにするに方って目代或は土豪の割據となりし跡は照々乎として前日の如し。源平二氏の戦乱と北條氏の苛政壹百年と南北兩朝の紛争七拾余年とを経て足利氏の幕政年代に至り兵馬倥傯の時運に際會し今より五百六拾余年前なる人皇第九拾八代長慶天皇の御宇天授年間に玉置氏が山崎城主川上采女を襲殺して手取城に威風凜々たりしが人皇第百参代後土御門天皇の御宇應仁式年戊子より天下麻の如く擾乱して之を統括するの武将無く人皇第百七代後陽成天皇の御宇天正拾参年に玉置直和氏は岳父なる龜山城主湯川直春氏に居城を攻破され尋で本郷土は豊臣氏の領となり又浅野氏に属せしが元和年間に南龍院殿徳川頼宣卿の所領に皈し貳百有余年を経て、明治維新の大御代と爲り紀州藩と称呼せられ夫より和歌山藩と爲りしが廢藩置縣以來本縣を七個の大区と数拾区の小区に分つに方って本郷土は六大区四小区に属し小区の行政事務所なる會議所を江川村に置しが明治拾貳年に大小区の制度を廢して戸長役場の制度を敷き山野村役場に山野村を属せしめ江川村役場に江川村を属せしめ和佐村役場に和佐村と松瀬村とを属せしめが尋で明治拾七年七月より江川村他八個村役場を江川村に設置して江川村、山野村、和佐村、松瀬村、入野村、若野村、玄子村、早藤村、蛇尾村等の九個村を属せしめしが、明治貳拾貳年四月より丹生村を組織して松瀬村、和佐村、江川村、山野村を併合して各村を大字と称呼するに居れり。

二、大字区劃

○大字 松瀬

北は日高川を隔てゝ早蘇村の大字早藤と相對し東は山林を界として早蘇村の大字伊藤川に南は山林を堺として本村の大字和佐の字鈴川に接続し西は日高川を隔てゝ早蘇村の大字玄子と相對す。

田 面 積

貳拾四町五反貳拾七步

畑 面 積

七町七反參畝貳拾四步

宅 地 全

五千六百七拾五坪

山林 全

百四拾町七反參畝九步

廣袤は東西の最長拾五町にして最短參町なり南北の最長……（以下記載なし……清水）

○大字 和佐

北は山林を堺として本村の大字松瀬の字鈴川に東は田地を界として本村の大字江川字堂の本に南は山林を界として野口村の大字野口に接続し西北は日高川を隔てゝ矢田村の若野と入野との二大字と相對する。

田 面 積

七拾壹町八反三畝拾八步

畑 全

拾四丁七反六畝貳拾五步

宅 地 全

壹万五千六百四拾七坪

山林 全

五百六拾參町貳反貳畝七步

廣袤は東西の最長貳拾四町にして最短參丁なり。南北の最長貳拾四丁にして最短六丁なり。

○大字 江川

北は山林を界として本村の大字和佐の字別所谷に東は山林を界として本村の大字山野の字峠に南は山林を界として稻原村の大字印南原に西は田地を界として本村の大字和佐の字堂の下に接続する。

田面	七拾八町六反九畝貳拾参歩
畑全	拾六町五反六畝九歩
宅地全	壹万七千五百七拾七坪
山林全	参百貳拾壹町八反七畝参歩

廣袤は東西の最長貳拾四丁にして最短六丁なり南北の最長六丁にして最短四丁なり。

○大字 山野

北は山林を界として早蘇村の大字伊藤川に東は山林を界として眞妻村の大字西神野川に東南は山林を界として稲原村の大字印南原にに西は山林を界として本村の大字江川の字道仙と大字和佐の字別所谷とに接続す。

田面	七拾参町五反拾八歩
畑全	拾八町六反六畝七歩
宅地全	壹万参千四百拾四坪
山林全	千貳百六拾九町六反貳畝貳拾六歩

廣袤は東西の最長参拾丁にして最短五丁なり南北の最長四十丁にして最短四丁なり。

三、人口

イ沿革

本村に往昔より戸口の繁殖せしは地形の現況と口碑の承傳とに口すれば上古海浜たりし時代より人家の在住せられしを考證するに足れり。然れども如何に沿革し来りしやは講求するの端緒を見出すこと能はざるなり。

口総説

戸口は数拾年間に於いて稍増加したれども既往拾年間の表を一視するに敢えて増減を視ず其原因は本村民は多く農業者たるを以て有限の地所を無限の人員にて耕作すること能はざる

に在り苦し多くの人員を要すべき大會社を設置せば戸口の増減は期待し得べしと雖も本村目下の状態は祖先在来の農業を主として耕口を天命と爲しつつあれば将来に於けるも亦著しき増加は非るならんと思推す。

八 人 口

在籍人口	
男	壹千八百九拾人
女	壹千七百参拾五人
現在人口	
男	壹千六百四拾八人
女	壹千五百五拾六人

既往拾年間人口増減表

年次	出生	死亡	入	出	増減
明治参拾七年	九二	四九	一二	六二	七減
" 参拾八年	一〇五	八〇	三五	六〇	
" 三十九年	八九	六三	一九	七九	三四減
" 四十年	一〇〇	六三	三九	五五	二一増
" 四十一年	一一〇	六五	二三	三四	
" 四十二年	一一七	七八	四一	五三	二四 "
" 四十三年	一一〇	八二	三三	四三	一八 "
" 四十四年	一〇二	五五	三七	三八	四六 "
大正元年	一〇六	四八	三二	四四	三六 "
" 二年	一〇五	五二	四五	五一	四七 "

二 戸 数

戸数	内	農	工	商
五百五拾八戸	五二八戸	一一三戸	一七戸	全
毎戸平均	六人四七	五人	八人参五	

既往拾年間戸数増減表

年次	現在	増減
明治三十七年	五六六	
〃三十八年	五六二	四減
〃三十九年	五六四	二増
〃四十年	五六二	二減
〃四十一年	五五三	九減
〃四十二年	五五三	
〃四十三年	五五八	五増
〃四十四年	五五五	三減
大正元年	五六一	六増
〃二年	五五八	三減

木海外出稼者

本村に於ける海外出稼人の先登者は大字江川の桑直吉と柏木吉右衛門、江川徳市の三なりき該三名が渡航を決定するに至りたる動機は明治廿四年即ち今大正参年を距る廿参年前に稲原村大字南谷の造木佐八なる者亜米利加より錦衣販郷し在米中の動労状況と賃金多額なりし談話を耳朶に觸るゝや該参名は一昨明治廿二年八月に洪水の災危に罹り家計に大影響を生じ逆境に呻吟せる際會すれば盲亀の浮木を得たる心地を爲し之幸なりと遂に意を決し直に準備に着手し翌明治廿五年二月拾四日に該三名袖を聯ねて出発し目的地に到着するや共に農業に従事し兩参の歳月間に順境に貯蓄しつつある現況を報導し来りければ村民等出稼ぎの利益なる事を了承し志望者の増加せし折柄に直吉は明治参拾壹年拾貳月に吉右衛門は明治参拾貳年拾貳月に各自に幾多の金額を携へて舩朝しければ壯者の渡航熱をして一層高度に達せしめたり。然れども渡航取締規則改正に依り増加を見ざるは自然の道理なり。目下出稼中の人員は四拾九名にして戸数は参拾六戸なり。柄

既往拾年間海川出稼人増減表[?]

年次	年末現在	増人員	減人員
明治三十七年	三八人		二人
明治三十八年	三六人		二人
明治三十九年	五四人	一八人	
明治四十年	五五人	一人	
明治四十一年	五五人		
明治四十二年	五六人	一人	
明治四十三年	五三人		三人
明治四十四年	四六人		七人
大正元年	四九人	三人	
明治四十二年	四九人		

へ移 住 人

戸数 三戸 男 九人 女 拾壹人

紡績会社の職工なり或は鍛冶屋或は他工業の徒弟と爲りし者なり。

ト寄 留 人

出男 四拾参人 出女 参拾四人 入男 貳拾人 入女 八人

四、官衛及公署

溯って既往の公署を調査するに本村は江川組に属し神武天皇即位紀元貳千参百貳拾五年人皇第百拾壹代靈元天皇の御宇寛文七年丁未即ち今大正参年甲寅を距ること貳百参拾九年前に庄屋制度を設けしより庄屋の自宅に於て事務を執りつゝありしが廃藩置縣の初政に大小区制を施かるゝや本村は第六大区四小区に属し會議所を江川村に置かれたりしも明治拾貳年に戸長役場の制度を敷かるゝに方って多くは戸長の自宅を役場となりて事務を処理し明治拾七年より組合村役場と爲りて別に戸長役場を設けしが明治廿二年より更に町村自治制を実行する

に方って松瀬、和佐、江川、山野の四個村を併合して丹生村を組織し村長、助役、収入役及び書記を置きて事務を処辨し村會議員拾貳名村政を審議しつゝあり。

○御坊区裁判所丹生出張所

大字江川南垣内の参百拾五番地と参百拾七番地とに在り。明治拾九年に登記事務を裁判所に移すや本村は御坊区裁判所に属せしが明治廿六年貳月拾五日に丹生出張所を開設して丹生、早蘇、船津、川中の四個村の登記事務を取扱はるゝに至りたるより、各村の人々大ひに歡呼しつゝあり。

○丹生参等郵便局

大字江川字北垣内の貳百拾五番地に在り。明治四拾壹年参月壹日に開局。

○第七号御坊警察署丹生村巡查駐在所

大字江川字桃谷の四百参拾八番地に在り。明治拾八年壹月に設置。

イ 村吏員

明治廿貳年に自治制施行以来當村吏員の氏名左の如し。

○村長

就職年月日	退職年月日	氏名
明治廿二年五月廿九日	明治廿六年五月廿八日	西川 友賢
明治廿六年四月廿九日	明治三十年五月廿八日	狩谷 楠太郎
明治廿九年五月廿九日	明治三十四年五月廿八日	更井 房吉
明治卅四年五月十一日	明治四十三年十二月十日	平井 貞蔵
		松井 藤之助

○助役

就職年月日	退職年月日	氏名
明治廿二年五月廿九日	明治廿三年五月十日	更井 房吉
全 廿三年五月十五日	全 廿六年四月十日	瀬見 伊助
全 廿六年四月廿日	明治卅四年六月四日	柏木 宗十郎

五、經濟及び財政

○書記

就職年月日	退職年月日	氏名
明治廿二年五月廿九日	明治廿六年四月十九日	柏木 宗十郎
全廿二年五月廿九日		久保 直助
全廿九年四月一日		上枚 辰蔵
全卅一年五月一日		松井 藤之助
全卅三年五月九日		柏木 豊一郎
全卅八年六月廿九日		原 房之丞
全四拾三年四月一日		森 常吉
全四拾四年四月一日		岡本 武平
全四拾五年三月一日		植松 彦次郎
大正二年二月一日		更井 房吉
大正三年二月一日		川越 純次郎
大正三年十一月一日		植松 麟太郎

○収入役

就職年月日	退職年月日	氏名
明治廿二年五月廿九日	明治廿四年五月廿八日	玉置 幸三郎
全廿四年五月五日	全卅三年五月三日	平井 平兵衛
全卅二年六月廿一日	全卅九年三月十日	平井 貞蔵
全卅九年五月二日	全四拾四年三月十八日	更井 房吉
全四拾四年十二月十三日		上枚 辰蔵

就職年月日	退職年月日	氏名
明治卅四年九月十一日	全四拾三年三月九日	西川 友賢
全四拾参年二月十五日	全四十四年十二月一日	上枚 辰蔵
全四拾四年十二月十九日		花光 秀吉

イ 沿革

古昔租庸調の制度に方って本郷土の如きは如何なる賦課を受けしやは承知すること能はざれども中世に至りて武門の領土に属せし年代には地年貢米を以て施政の費途を支辨し不足を生ぜし場合は御用金てふ名目にて各村の中等以上の者に資産の程度に應じて圧制に賦課し村内に要する費途は各村にし庄屋、肝煎及相談人等集合し協議を経し小入用てふ名目を附し年貢米の高に應じて賦課し来りしが大政維新の後に税法を数回の改正を経し遂に現時の制度に改革せられたり。

ロ 総説

往時は村内の費途僅少なりければ庄屋及び肝煎及相談人等の評議も容易なりしを以て壱朝壱夕の頃刻間に確定したりしが町村制実施以来は各搬の事業発展し随って漸次に多額を要し殊に教育の支出は頗る多額を増加し加ふるに物價は年々歳々騰貴し世務の進運に伴ひ日に月に更進し来ると共に着手せざるを得ざれば実に村民の負担に耐へざるが故に憂村の士は日夕之を考究しつゝあり。

ハ 歳出入額

年次	歳入	歳出	剰余
明治廿七年	二一六九 _円	二〇五一 _円	一一七 _円
全 廿八年	二三七九	二三〇六	七三
全 廿九年	三四一三	三二九七	一一六
全 四〇年	二六九六	二六三二	六三
全 四一年	四五六八	四四三四	一三四
全 四二年	六二九四	六二二七	六六
全 四三年	五三五四	五二一五	一三九
全 四四年	六三六四 _円	六一九一 _円	一七三 _円
大正 元年	六四二四	六二四五	一八二
	九二三	二二三	七〇〇

因みに剰余金は毎歳基本財産に編入し来りつゝあり。其内大正元年度の剰余金壹百八拾弍円七拾銭の内八拾貳円貳拾壹銭五厘と大正貳年の剰余金九拾参円五拾銭参厘の内参拾七円四拾銭五厘とを基本財産に編入せしを異例とす。

○基本財産 参千六百四拾四円七拾壹錢八厘

大蔵省預金局預け

特別五分利公債証書

本縣農工銀行券參拾枚

年次	金	額
明治參拾七年	一二九二 円	三八五
全三拾八年	一三三七	一一八
全三拾九年	一五六四	二八八
全四拾年	一八〇九	〇六六
全四拾一年	二〇三九	〇六四
全四拾二年	二四四〇	一三四
全四拾三年	二六四〇	四一八
全四拾四年	二八一六	三二一
大正元年	三〇六二	六三一
全二年	三六四四	七一一

九畝貳拾七步

水毎戸租税平均負担額

部落有財産は村長之を管理しつゝあれども渾て統一せんと目下協議中なり。

大字和佐
宅地 貳拾貳歩
山地 六拾六町九反貳畝貳拾九歩
畑田 六畝拾九歩
宅地 四反壹畝拾六歩
宅地 貳拾五歩

大字江川
山地 四百五拾参町貳反七畝拾参歩
宅地 七歩
宅地 壹百拾五町壹反七畝拾貳歩

大字山野
山林 参百四拾参町八反拾八歩
山林 参百四拾参町八反拾八歩

年次	国	税	縣	税	村	税
明治三十七年	九 円	四 四 〇	四 円	四 八 二	三 円	四 一 一
全三十八年	一二	八 一 八	五	六 一 七	三	七 四 五
全三十九年	一三	五 四 八	六	〇 五 六	三	九 九 一
全四十年	一三	八 九 二	六	五 二 七	四	一 九 五
全四十一年	一四	七 二 四	五	六 四 二	五	四 三 四
全四十二年	一四	七 七 五	四	八 八 七	七	一 四 五
全四十三年	一三	四 九 八	五	九 五 三	八	〇 五 一
全四十四年	一二	九 一 七	七	九 七 一	一 三	〇 六 一
大正元年	一二	一 二 五	六	九 三 一	七	七 一 〇
大正二年	一二	四 一 二	七	一 五 三	一 〇	八 三 四

へ幸校基本財産

○現金 参百参拾円九拾六銭三厘 郵便貯金

ト各種規約貯金

○現金 貳千八百貳拾円七拾九銭 郵便貯金
・幸校職員及児童貯金 七百五拾参円九拾壹銭五厘 郵便貯金
内訳 参百六拾参円拾四銭五厘 職員八人 郵便貯金

内 参
・ 百九拾円七拾七錢
・ 和 佐尋常高等小學校 児童百八拾七人

・ 江 九拾五円九錢五厘
・ 川 尋常小學校 職員參人
・ 江 尋常小學校 児童七拾貳人

・ 貳百八拾貳円九拾五錢也
・ 江 尋常小學校 職員參人
・ 江 尋常小學校 児童八拾九人

・ 山 野尋常小學校 職員貳人
・ 山 野尋常小學校 児童貳拾九人

・ 勤儉貯蓄
・ 各 大字にて規約外に勤儉して郵便貯金を爲す者日に増加し目今は
・ 現 金 参千四百拾七円拾壹錢五厘四百貳拾七人

・ 内 参 大字松瀬 一三一円一五 一四〇人
・ 和 佐 一二四一、七四〇 一二九人
・ 江 川 一二〇六、〇二九 一八〇人
・ 山 野 八六七、二三五 一〇四人

手貯金の状況

明治四拾叁年に煥發あらせられたる戊申詔書に感動し小學校職員等は率先して児童に範を示し村吏員等百方勧誘の結果漸次に勤儉を実行し日に月に好況を来しつゝあるは聖化の余沢なりと感涙の他なきなり。

六、生 業

イ 農 業

本村は往昔より純乎たる農村にして商工等の業を営む者は極めて僅少なり只管子孫は祖先の業を繼承して旧慣を株守し敢て念慮を改良発展に注射せず希望を富貴榮達に懷抱せず鷄旦に星を戴きて鉗鋏を携へて耕地二出で一心不乱に耕耘し初更に月を踏み野菜をもちて家宅に

販り和氣霽々一家団欒し晩祭を共にし所謂

楽しさや夕顔の棚の下納涼をとこはてゝら女はふたのして[?]

てふを以て無上の娛樂となし毫も都邑の逸居愉快と錦繡住着とを羨慕せず百年壹日の如くなりしに近來工商業者は頓に勃興し加ふるに世運の風潮に伴ひ人情日に浮薄に流れ徳義月に頽廢に趣き生存競走は時々刻々に激烈に向ひ質素誠実なる農民は常に傍[?]工奸商に欺憫せらるゝ等頭上に一大打撃を加へられ翻然として當世の移還を覺知し他業の消息を付度し社会の現況を觀察するに至りたれども如何にせん数百年間の因習を斷呼として蟬悦する能はず且つ進取の氣概に乏しく他業に比較せば開明に傾向すること遲緩しつゝ数星霜を経過中に教育は年々普及するに随ひ智識は歳々發展し且つ政府の農事奨勵に努力せられし結果着々改良に熱心し拾余年前に豐作なりと歡欣せし収量も今日は通常作と見倣すに至れるは豈帝口に農家の幸福なるのみならず帝國富強の大原素なりと慶賀の情禁ずる事態はざるなり。

農家戸数五百貳拾八戸 毎戸平均六人四七

○耕地の面積

田反別 貳百四拾参町六反歩

畑反別 五拾七町五反歩

・自作反別 壹百拾町五反歩

・畑自作反別 参拾貳町四反歩

・小作反別 壹百参拾参町壹反歩

・田額 貳拾五町壹反歩

○産米 五千八百五拾参石

此代價 拾万八千九百五拾貳円

麦

柑橘

菜

傾向逐年米麦及柑橘殊蚕業は改良進歩しつゝあり。

口林業

本村の林業は往時より敢て熱心せざるを以て他村に比して下位にあり、たれども近年は稍進歩の傾向を実現し枚或は桧等の遊林に着手し漸次に進歩しつゝあり大半は木炭山と薪材山となりき。

○山林反別 貳千貳百九拾五町貳反壹畝拾八歩

内訳

・部落有 九百七拾九町壹反八畝貳歩

・社有 貳町三反二畝二十七歩

・寺有 四町五反七畝五歩

・個人有 壹千參百九町參畝貳拾四歩

○産額

・木炭 八万參百八拾貳貫・此代價 壹万壹千六百五拾五円

・農業を兼ねて炭焼に従事する者四拾余人の多きに達すれども専業とする者は僅々拾五、六人なり。

ハ牧畜

牧畜の業は未だ発達せざれども耕作用の牛馬は近年漸時に改良しつゝあり。

・現有の牛馬数 牛 貳百貳拾六頭 馬 九頭

ニ工業

○工業家戸数 拾參戸 毎戸平均 五人 紺屋 貳人

大工 拾九人 畳屋 壹人

木商 業

鍛冶屋 五人 桶屋 参人 木挽 六人

○商業家戸数 拾七戸 毎戸平均 八人 参分 従業者 四拾八人

本村の商業家は店頭に於て日用必須の物品を小賣するのみにして盛大に營業する者は絶無なり。ければ本村民は物品を多く御坊町或は藤田村にて購求しつゝあり。会社、古来より倉庫業を営みて木炭の仲繼を爲す者は数戸あれけれども会社組織なるもの無かりしが昨大正二年九月十五日より大字和佐字中芝に於て大字山野の森八郎、森武楠、森常吉の参氏が合名会社森倉庫を設立し一般の倉庫事業を初め付帶事業として物品の賣買金錢の貸付及委託販賣等を開業せしより木炭業に従事する者等大いに便利感じつゝあり。因みに記す該倉庫の登記は明治廿六年二月に丹生出張所を開設以来己に廿年を経過中に会社の登記の第壹号なりと云ふ。該一時を推せば此附近に会社組織の絶無なること思ひ半に過ぎん。

へ 蚕 業

往時に在りては蚕業を試る者曾てなかりしに近年は世運の風潮に伴ひ年々歳々に好況を呈しつゝあり。現今飼育者六拾参戸なり。所謂鶏鳴曉を報じて夜来だ深しと言ふなれば”細くとも御国太^{ふと}らす虫の糸”との吟句を実現するに到らずと雖も各自に桑樹の栽培を増加しつゝあるは洵に臨んで魚を羨んよりは退きて網を結ぶに如かずと云ふ古言を実行するを以て将来は必ず有望ならん。

七、教 育

イ 沿 革

上古の教育状態を今にして窺知すること能はされども溯つて四百年前の教育を推考するに

當時は足利氏の幕府漸次に衰頹し英雄豪傑各処に起り天下乱れて麻の如く千戈劍鎗を事とし人心は居常恟々然として教育の如何を觀念せず随つて日用必須の文字すら識知せざる者多く此の年代に文字を知れるは獨り僧侶のみなりき。茲に於て子弟を僧侶に托して文字を學ばしめたり。就幸兒童を寺子と呼稱するに至れり爾來慣例となりて天下の教育は渾て僧侶に販し來り本郷土も亦各寺院住職が子弟の教育を担当し四拾年以前には大字松瀬正覺寺住職川越慈因師、大字和佐の生蓮寺住職山下秀愍師、光源寺住職木坊子貫練師、大字江川法重寺住職巖本觀應師及び大字山野地福寺住職照田彦應師等僅々廿名内外の兒童に習字科と礼法とに重きを置き習字科はいろは、名盡、村盡、郡名所風月往来、諸職往来、商賣往来、江戸往来、庭訓往来等を俗様草書にて教へ讀書科には実語教、童子教、四書五經唐詩選等の素讀を授け算術科には珠算にて八算見一等を修せしめつゝありしが明治五年壬申に幸制頒布せらるゝに方て之を廢せられたり。

口 總 説

幸制頒布の當時全国を七大幸、三十二中幸、貳百拾小幸区に分ち督幸及び幸務專任幸区取締学区世話係等の吏員を設け幸令は満六才より満拾四歳に至る八箇年とし明治七年に日高郡共同して御坊村に藤園小幸校を設立し兒童を通幸せしめしが明治八年同校を分離して更に第六大区四小区即ち吉田、藤井、鐘巻土生、小熊若野、入野、玄子早藤、中津川、千津川、平川、三百瀬、伊藤川、藤野川、松瀬和佐、江川、山野、三津川、大滝川、猪内川等の廿四ヶ村組合幸校を藤井村に置き藤井小幸校と称したりしが年余ならずして教育普及の風潮に乗じ小幸校の分離説起り甲喝乙和して遂に明治九年三月に該聯合を分離して各村に小幸校を設置するに至れり。

ハ 初 等 教 育

○ 本村は現今参個の尋常小孝校を設置せり。各自に履歴を異にせるを以て各別に記録せん。
和佐尋常小孝校

大正三年甲寅を距ること参拾八年前なる明治九年丙子三月に第六大区四小区聯合の藤井小孝校を分離し和佐松瀬の両村聯合して同年九月三日より和佐小孝校を和佐村丹生神社拜殿に假設せり。これ初等教育の端緒なり。明治十三年六月に松瀬小孝校を松瀬村に假設せられたり。然れども児童数は僅少なりしが故に依然當校に通せり。明治拾四年三月に日高郡を九拾貳孝区に分ち本校は第四拾壹孝区と為れり。明治拾六年四月に松瀬小孝校を開設し同村児童は同小孝校に就孝す。明治拾七年四月に日高郡の九拾貳孝区を参拾六孝区に改更し、松瀬、和佐、若野、入野の四個村と江川村の江川下を以て第十一孝区となし本校を和佐村に分校を松瀬、若野、入野の三ヶ村と江川村の江川下とに設置す。尋で同年十二月に松瀬分校は教員死亡せし故に暫時休校せり。明治十八年十二月に若野分校は江川下分校に併合す。明治廿年二月に第十一孝区に和佐尋常小孝校と松瀬簡易小孝校、入野簡易小孝校、江川下簡易小孝校の四校を置かる。尋て入野簡易小孝校は児童数僅少にして維持する事能はざれば和佐小孝校に併合す。明治廿二年八月に未曾有の洪水に罹り校舎の過半と書類と器具等悉皆流失せしを以て閉校の止む無きに至れり。児童は江川下と小熊との両簡易小孝校に通孝す。明治廿三年拾月に假設したれども僅々三ヶ月して閉校し児童等複々江川簡易小孝校に通孝す。明治廿四年五月に開校す。明治廿五年拾壹月に學区を改正し丹生村全村を第十五番孝区とし

小学孝数	修学年限	校舎位置	設置区域
一	四ヶ年	大字和佐	大字和佐・松瀬
一	四ヶ年	大字江川字江川下	大字江川
一	四ヶ年	大字山野	大字山野

との参個尋常小孝校設立せり。明治廿八年十二月に大字松瀬は和佐尋常小孝校との關聯を断ちて児童を早蘇村の早藤尋常小孝校に児童の教育を委託せり。明治三十年に現今の校舎建築落成す。此建築に際し大字和佐出身なる大阪市幸町富士田誠三氏が窓戸用の硝子壹百枚を寄附せられたり。謂所越鳥南枝に巢ひ胡馬北風に嘶くの意にして大に人心に感動を生ぜしめしは特筆すべきなり。

明治四拾壹年五月拾四日に大字松瀬は早藤尋常小幸校の委託を解きて和佐尋常小幸校に合併せり。

○江川尋常小幸校

明治九年丙子三月に第六大区四小区聯合の藤井小幸校を分離し江川小幸校を江川村宝重寺に假設せりこれ初等教育の端緒なり。明治拾参年参月に江川下は分離して遼翠小幸校を字胡桃に設置す。明治拾四年二月に日高郡を九拾貳幸区に分ち本校と遼翠小幸校とは第四拾貳番幸区と爲れり。明治拾七年四月に九拾貳幸区を参拾六幸区に更改し江川下は第拾壹番幸区と爲り江川上と山野村とは第十二番幸区と爲り遼翠小幸校は和佐小幸校の分校と爲る。明治拾八年拾貳月に和佐小幸校の若野分校は江川下分校に併合す。明治廿年貳月に第拾壹番幸区江川下分校を江川下簡易小幸校と爲り第拾貳番幸区の江川小幸校は江川上尋常簡易小幸校と爲る。全年十一月に幸区を改正し丹生全村を第十五番幸区とす。

○山野尋常小学校

明治八年己亥八月に山野小学校を山野村地福寺に假設せり。これ初等教育の端緒なり。明治十四年二月に日高郡を九十二幸区に分ち本校は第四十四番幸区と爲る。明治十七年四月に九十二幸区を参拾六幸区に更改し本校は江川上小幸校と共に十二番幸区と爲れり。明治廿年二月に山野簡易小幸校と改めたり。明治二十五年十一月に幸区を改正し丹生村全村を第十五番幸区とし山野尋常小幸校と改称せらる。

○教育費及び戸負担額

本村は明治四十三年度まで教育……支辨し来れるを以て初めに明治三十七年度より明治四十三年に至七ヶ年の表を掲げ次に共通となりし明治四十四年度よりの表を掲ぐ。

(右は教育費全額左は一戸負担額)

年次／大字	松	瀬	和	佐	江	川	山	野
明治三十七年	五一	〇〇〇〇	三〇〇	六八三	三五六	〇八五	二六八	七四三
明治三十八年	五一	〇〇〇〇	二九一	八四四	三五六	三八五	二六八	五四三
明治三十九年	五一	〇〇〇〇	三一〇	九四一	三九二	三七五	三四一	六三六
明治四十年	五一	〇〇〇〇	三二〇	九四六	四〇二	四〇一	四〇一	八七五
明治四十一年	二	九六五	六二二	九六五	五六二	四六二	五六三	一六七四
明治四十二年	三	六四九	七七〇	六四九	六一六	二五九	六五六	一六七〇
明治四十三年	三	六九九	七八三	六九〇	六七四	二〇九	六五六	六九三

八 其 二

年次	教育費額	村費金額に対する割合	一戸負担額	備考
明治四十四年	二三四七・七三六	四分七厘七八	四二・一四余	
大正元年	二四六六・〇六〇	五分五厘二五	四三・九五余	
大正二年	二四八四・二九六	四分五厘六九	四四・五二余	

二 中等教育

本村に中等教育の設備無し故に縣立の中等教育を受けつゝある者も亦多からず今左に卒業せし者を記さん

年次／学校	中学校	師範学校
明治四拾壹年	一人	
明治四拾二年	一人	
明治四拾三年	一人	一人
明治四拾四年	三人	
大正二年	六人	

祭神 八 事代主命

由緒 不詳

建物 桁行 一尺八寸 梁行 二尺

大鷦鷯神社

祭神 大鷦鷯命

由緒 不詳

建物 桁行・梁行各一尺六寸五分

保食神社

祭神・由緒 不詳

建物 桁行 一尺九寸 梁行 二尺一寸

琴平神社

祭神 金山彦命

由緒 不詳

建物 桁行 二尺 梁行 一尺八寸

宝物

短刀 九寸五分 金剛兵衛盛高作

奉納人 瀬見彦左衛門

太刀 二尺三寸 無銘

奉納人 西川 友松

鼎 円形一尺三寸 寛永廿一年四月鑄造

此の外神與太鼓神鈴祭服簾机案御酒瓶等は一々枚舉に違あらず祭典は從來陰曆八月十五日なりしが合祀以來は十月十七日即ち神嘗祭日に改めたり今其の大畧を擧げん。當日は神職始め村内各名譽職及び宮總代等社前に整列し神職恭しく祭式を執行し尋んで神靈を御輿に遷し奉り左の順序を以て渡御あらせらる。還御あらせらるや直ちに各大字の若連中が同時に獅子舞樂を奏し次に数十の人々が奴踊りを爲す。了りて相撲あり競馬あり其の殷賑なること実に避邑稀に見る所なり。

▽大字松瀬字宮ノ前

・無格社 里神社

祭神 不詳 由緒 不詳
祭典 陰曆九月十六日にして餘興に獅子舞樂と竹馬の駆け較べ等あり。

▽大字松瀬字西京

・無格社 西京神社

▽大字松瀬字池

・無格社 金刀比羅神社

▽大字和佐字宮ノ前

・無格社 丹生神社

祭典

丹生津姫神 由緒 不詳
陰曆十月卯の日にして渡御式を執行し餘興に獅師舞笑祭等あり。旧八月十五日江川へ出祭りの時は奴踊りに限る笑祭りはなし。笑祭りと宿老が柿、蜜柑等の實を一果づゝ竹数拾本に貫き一斗枴の中に挿し列ね（閏年は十三個平年は十二個にして斗枴へ入れるは潤年に限る）其の真中に弊を建てたるを捧持し、童子は長き竹串の末を割りて木果を挿し列ね中に弊を建てたるを捧持して各社前に進む時宿老は発声して笑への令に一同大口を開き大声を発して笑ふを式とす。此の笑祭りの原因に種々の説あれども信據するに足らず右等の余興は合祀以来断絶したれども再興せんと計画しつゝある有志者も少なからず。同社境内に左の末社三個ありたり。

・無格社

大宮神社 天照大日要神 由緒 不詳

・無格社

里神社 不詳 由緒 不詳

・無格社

祭神 若宮神社

大鷦鷯命とあれども紀伊續風土記に川上采女といひし人あり川狩に出でしを玉置氏飯路に待ち受け槍にて突投し其の所領を奪うといふ。今和佐村丹生明神の社地に若宮八幡宮の小社あり采女の霊を祀ると云い傳ふ之或いは崇をふせる事などありて其神を和むる

為なるべしとあり何れが正しきやは編者の推考し能わざる所なり。

▽大字和佐字青木谷

・無格社 祭神 神明神社
天照大日靈神
由緒 不詳

▽大字和佐字山王

・無格社 祭神 山王神社
猿田彦命
由緒 不詳
・無格社 (同社境内に左の末社二個あり)

・無格社 祭神 金山彦命
秋葉神社
由緒 不詳

▽大字和佐字順礼尾

・無格社 祭神 迦具土神
由緒 不詳

▽大字和佐字金山彦命

・無格社 祭神 琴平神社
由緒 不詳

▽大字和佐字船附ノ上

・無格社 祭神 巖島神社
市杵嶋姫神
由緒 不詳

▽大字江川字垣内田

・無格社 祭神 宇佐八幡神社
譽田別命
由緒 不詳

▽大字江川字眞妻

・無格社 祭神 眞妻神社
丹生津姫神
由緒 不詳

▽大字江川字伊丹見	・無格神社 祭神社 氏神 不詳	由緒不詳
▽大字江川字吹上畑	・無格神社 祭神社 氏神 不詳	由緒不詳
▽大字江川字三番	・無格神社 祭神社 市杵姫命	由緒不詳
▽大字江川字鴨盡	・無格神社 祭神社 金山彦命	由緒不詳
▽大字江川字岡ノ段	・無格神社 祭神社 八坂男命	由緒不詳
▽大字江川字川原田	・無格神社 祭神社 松尾ノ神	由緒不詳
▽字江川字南垣内	・無格神社 祭神社 秋葉神社 加具土神 境内に左の末社 （同社） 壱個あり	由緒不詳
▽大字江川字越円	・無格神社 祭神社 氏神 大神主命	由緒不詳

・ 無格社 祭神 氏神社 由緒 不詳

▽大字 江川字 小畑代

・ 無格社 祭神 氏神社 由緒 不詳

▽大字 山野字 宮ノ前

・ 村社 祭神 眞妻神社 由緒 不詳

▽大字 山野字 明神崎

祭神 丹生津姫神 由緒 不詳
祭典 陰曆九月十九日にして余興に獅子舞樂を奏し且つ競馬あり山車あり雀踊りあり。同境内に左の末社ありたり。

・ 無格社 光土神社 由緒 不詳

編者曰く南紀神社録補闕に光土神社は山野村にあり鳩串明神と称すとあり編者寡聞にして未だ鳩串てふ神のあるを識知せず然れども山野村の元は由良乃莊なる畑村より三戸の農民移住して藁藁を刈除し耕地を開墾して一農村を草創し畑越村と呼びたるが故に其の人々を祀りて畑越の称せしを轉訛して畑串の神を呼びしには非るか。

▽大字 山野字 東宮脇

・ 村社 眞妻神社

祭神 丹生津姫神 由緒 不詳
(同境内に左の末社二個ありたり)

・ 無格社 山神社

祭神 大山祇神 由緒 不詳

・無格社	祭神	稲荷神社	由緒	不詳
▽大字山野字峠	祭神	保食神	由緒	不詳
・無格社	祭神	琴平神社	由緒	不詳
▽大字山野字力ウシ	祭神	大物主命	由緒	不詳
・無格社	祭神	山神社	由緒	不詳
祭神	大山祇神	由緒	不詳	
(同社境内に左の末社ありたり)				
・無格社	市杵島姫神	由緒	不詳	
▽大字山野字長河原	祭神	氏神社	由緒	不詳
祭神	大山祇神	市杵島姫神	由緒	不詳
▽大字山野字明神崎	祭神	秋葉神社	由緒	不詳
祭神	火具土神	由緒	不詳	
▽大字山野字梶本	祭神	里神社	由緒	不詳
祭神	犬返り	由緒	不詳	
▽大字山野	祭神	瀧神社	由緒	不詳

九、宗教

イ 沿革

本村宗教の過去を繹めるに當地方は往昔より佛教興隆乃地にして豪も他の宗教を混同せざりしは只管に旧慣を遵守せられしと祖先宗拝の先天的稟賦の然らしむる所なり佛教中にて往時は概して古義眞言宗なりしに参百年以前より稍他力門に加ふるに徳川氏が紀伊国の領主たるに方つて高野山の勢力を滅殺せんとして政略上轉宗せしめたりし證跡は明且つ亮なり。

ロ 総説

其の如く人心が他力門に皈依したりしと藩政が轉宗を獎勵したるとに因り本村内は漸次に轉宗して浄土宗と眞宗は隆盛を極めつゝあり故に耳を基督教或いは天理教に傾ける者は無きにしもあらざれども是亦暁天の殘星なり。

ハ 寺院及び佛閣

○大字松瀬字池

京都市西六條 本派本願寺末

眞宗 解脱山 正覺寺

檀家 参拾参戸

本堂 桁行 四間 梁行 四間半

庫裡 桁行 五間 梁行 三間

本尊 阿彌陀如来 木像 壺軀

開基佛 阿彌陀如来 画像 壺幅

上宮太子尊像 画像 壺幅

三朝七高祖 画像 壺幅

見眞大師 画像 壺幅

慧燈大師 全 壺幅

(蓮欠字) 如上人

全 〃 壹幅

当寺草創の事代は不明なりと雖も元は古義眞言宗たりしは五輪石塔の遺存せるを以て徴證とするに足る。而して眞宗に改められたる由来を繹るに後水尾天皇の御宇元和年間に宇函屋の麓に一小草庵を結びて在往せられたる松瀬村乃山本家の出身にて幼名を長右衛門と云ひし繹了正法印は深く眞宗の教義を信仰し断然轉宗の意を決して本山に開伸し今大正三年甲寅を距ること貳百八拾四年前即ち明正天皇の御宇寛永七年庚午十月七日に正覺寺てふ公称寺号を許可せられ後式拾箇年目なる後光明天皇の御宇慶安參年庚寅四月拾六日に川越まんでふ者の寄附に係る木像本尊の下附を得て法義は日に月に盛隆に傾向し数年の後西院天皇の御宇明暦年間に字夏目に移轉せられたり。故に下山に道場畑^{つばく}てふ名及び五輪石塔今尚遺存せり然るに幾許ならずして回録の災に罹り悉皆鳥有に飯し唯に杏樹の古木のみ寺跡に遺存しありしが明治廿二年八月の洪水に流失せり明暦年間に焼失以来假堂を建立して維持せしが後百有年を経し現今の堂宇を再建せり。其由緒は明和年間當寺第六代住教順在職中に檀徒某の女が不幸にも父母早世し狐と爲りければ當寺に之を養育し長じて後に京都なる笹屋某に嫁す夫婦共に眞俗二諦の教旨を篤信しけるが良人卒去せられしより尼となり妙壽と改名し宗祖親鸞と中祖蓮如と両師の教化せられし旧蹟を慕ひ諸国を順拝せられ老令に及んで幼時の恩を謝せんとて本堂の再建に着手し今より九拾四年前なる文政四年庚辰に上棟式を舉行せられたり。

歴代住職を列挙すれば

○釋了正……釈正岸……釈玄隆……釈玄貞(此の住職中に上宮太子尊影は檀家より寄附し三

朝高祖画像を住職より寄附す)……釈可善……釈教順(在職中の功を以て賞與銀一枚を拝受す)……釈慈恩(在職中如法に相統せしを以て本刹より眞筆六字尊号壹幅を賞與せらる)……

釈教恩(在職中二諦の教旨を格字し極力壇信徒を教化せられたる結果大面目を改め人心一変す功を以て本刹より金欄地輪袈裟一領を拝受せらる)……

釈教潤・現住職(中興大師蓮如上人の御影を奉迎す寄附者は山本口太郎なり。親鸞上人の御厨子を備ふ寄附者は村口勝次郎なり。蓮如上人の御厨子を備ふ寄附者は山本善之助・白井丈助・白井友楠・阿部孝次郎・藏道德太郎の数名なり)

追記……一昨大正元年に現住職川越教潤氏が該寺の署歴を七五調にて作られければ今茲に掲げん。

今より二百八十と三年に余る其の昔柴の庵を結びあけし釈の了正法印は寺号の願を申し立て急ぎ都に上りけり。頃は寛永七年の神無月の七日附け久遠実成阿彌陀佛正覺寺とぞ下しける。夫より二拾の年を経て御本尊を願ひ出て慶安三年迎の月の拾六日を選び八木の隼人の花押にてこの了正に賜りぬ奉戴ありし其の日より壹百六十七年を草の庵に安置して朝夕御給仕怠らず爰に妙壽といへる尼日頃の喜び身に余り我が古里に紀念にと本堂再建思ひ立ち明け暮れ積りし念力の遂に凝まる此の御堂文政四年辛の巳の上棟式をぞ舉げにける老若男女諸共に舞ひつ躍りつ勇みたり指折

り計へば今年より九拾と三年の前なりき其の功績のあればこそ安々参り下向すれ初代了正汲み初
めて九代の間永の年絶えず流るゝ松瀬川末の松瀬を潤せり三度の食事も法の水斯かる恵を受けし
身は佛の恩やら祖師の恩先祖の恩徳忘れずにまた其が上に御法度を額にあてゝ明け暮れに親子兄
弟睦ましく日々に近づく御浄土の樂しき春を待ち受けて目出度往生遂げよかし南無阿弥陀佛、南
無阿弥陀佛。

○大字松瀬字宮の前

湯川村 九品寺末

浄土宗 光照山 善導寺

檀家 十七戸

本堂 桁行 四間 梁行 五間

庫裡 桁行 四間 梁行 三間半

本尊 阿弥陀如来 本像 壹軀

脇立 觀世音菩薩・大勢至菩薩 全貳軀

善導大師 全 壹軀

円光大師 全 壹軀

財産 田 壹反 畝廿六歩 民有地 第壹類

當寺の開基は不詳なれども元寺地に五輪石塔の散在せるより推せば眞言宗たりしは疑点を挟む所無
しと雖も浄土宗に改轉せられし年代は不明なるも今大正三年甲寅を距ること貳百参拾八年前靈元天皇
の御宇延宝四年丙辰より過去帳に靈名を記載しあるより推測せば或は其の年より宗派を改轉せられし
に非ざるかと考ふるも敢て當らざるにはあらず假令當らずと雖も遠からざるなり。堂宇は中興の上人
膳譽遊道益聞大徳が在世の時代即ち今大正参年甲寅を距ること二百四十五年前なる後桜町天皇の御宇
明和六年己丑拾壹月二拾七日に宇下村里神の南に五間四方の茅葺本堂の建立に起工し翌明和七年三月
七日に入佛供養を施行し後貳拾参年を経て後中興上人曉譽眞空鑑了大徳が在職の時代光格天皇の御宇
寛政五年癸丑参月廿二日に現今の地に移轉工事に着手し寛政六年参月拾七日に上棟し寛政七年七月に
入佛供養を執行したり。此の際屋を悉皆瓦葺に改更せり。在俗人にして篤信者は檀徒の柏木仁助にぞ
ある。明治十二年より同廿参年に至る拾貳箇年間の久しき當寺無住中に留守居して大ひに寺門の經營
を圖りしを以て當寺本寺の住職なる九品寺の吉水定等より褒賞として特に戒名に瑞雲の二字を加へら
れたり。歴代の住職は交代頻煩にして一々記録に遺存せざるをもつて列擧すること能はずと雖も現代

住職橋爪秀戒師は浄土宗に轉戒以来第三十六代なりき。

○大字和佐字堂ノ本

湯川村 九品寺末

浄土宗 一宅山 生蓮寺

檀徒

壹百拾戸

本堂

桁行 五間

梁行 五間

庫裡

桁行 五間

梁行 四間

本尊

阿弥陀如来

壹軀

脇立

木像の立像にして御丈貳尺壹寸貳重臺 高九寸

相傳ふ運慶の作なりと

善導大師

觀音勢至菩薩・大勢至菩薩

木像貳軀 全 壹軀

円光大師

觀音堂

桁行 貳間

梁行 壹間三尺 木像參拾八軀 全 壹軀

本尊

觀音菩薩

木像參拾八軀

仙光院法殿

全

壹軀

木像の座像

相傳仙光院玉置直和は天正年間手取城没落の後に高野山にて僧となりし時に蛇尾村なる妾の家に遺したる像なりとぞ其木像は同村にて山田の案山子と爲りしを今を距ること壹百五拾貳年前なる寛保貳年壬戌に江川村瀬見彦左エ門国則氏が觀音堂を建立して此の木像を寄附せられたりと後四拾五年を経て天明七年に該堂を再建したりといふ

位牌

高 一尺六寸五分 巾 一寸八分

表に

仙光院木喰行與上人良應法院逆修

裏に

慶長參年戊戌當時一宇本尊地藏寄進為報謝 玉置從中興大宣第九代長直嫡子 三月廿一日 於光照寺建此一碑 棟柏禪師 と記したり。

庚申堂

桁行 三尺

梁行 二尺五寸

鐘樓門

元は字銀杏木に在りしを数年前に堂境内に移したり 上八尺五寸四方 下一丈一尺四方

額銘に曰く

紀州日高郡和佐村有精舎焉山号一宅寺曰生蓮前臨廣川清流滔々可洗塵垢後臨大峯嶮嶮々而護
蘭若寔是郡中一靈区也今茲現住察應勸請大信男女而新使鑄洪鐘樹千樓門因而余歎曰宣哉此舉也
夫財施法施同成佛因鐘多德也增一阿含經曰毘婆尸佛鳴洪鐘救惡邪聚王劔輪害苦加之南州群類耳
根最利爰以洪鐘利益廣大也可知然則壇越豐樂寺門榮昌亦復可知也而已不堪隨卉乃作讚焉其辞曰

洪鐘新掛生蓮之臺
鯨音遠響利益大哉

維持天命五年龍集乙己

紀阜山十五主

宝物 奇石 賜柴 觀譽 謹誌とあり

此石は冥譽察應大徳が在往中に諸国を巡廻しつゝ集められたる者にして縣下に於いて有数なり。

円光大師の舍利 壹個

財産 田地 参反六畝廿八歩 民有第壹類

畑地 壹反七畝拾九歩 同

宅地 壹反壹畝拾八歩 同

山林 壹町五反七畝三歩 同

當山の開基は不詳なりと雖も口碑と五輪石塔の存せるとを推考せば附近寺院とともに古義眞言宗
たりしは疑はざるなり。浄土宗に改轉せられたる年代も亦記録の遺留無きが故に得て識知す可から
ずと雖も當時兵馬倥傯の余波を蒙り哀頽其極に達したり。然るに住職無傳上人が奮発興起して自身
は弊衣を纏ひ粗餉を食ひ風雨を論ぜず暑寒を問はず四方を馳せ巡りて草堂を假設し中興開山と爲ら
れたり。若し該上人の奮発興起徴りせば當寺の命脈は其の時代に断絶せしならん。爾後六拾年を経
て櫻町天皇の御宇元文五年庚申即ち円察上人の世代に狩谷家の祖先楠太夫と檀徒の甚九郎及び喜八
との参名協力一致して住職と共に非常なる盡力にて本堂を再建し稍数ヶ年間の愁眉を開きしに幾許
ならずして回録に罹り寺有物悉皆烏有に飯して一小庵を結びて餘喘を経続しつゝ挽回策を講じて幾
春秋を経過せり。此の時に方って檀徒中の狩谷家より出身せる察應大徳が今大正三年甲寅を距るこ
と壹百六拾四年前なる桃園天皇の御宇寛延三年庚午に年甫拾五歳にして師跡を相続し五拾壹個年間
在住し大いに寺門の面目を一新せられたり。今其の概況を略記せん。師は資性勤逸篤実一たび志望
せしことは貫徹せざれば措かざるの如く精勵せられし結果宝暦十二年壬午即ち廿七歳にして本
奔西走して静財を喜捨せしめ拾年壹日の如く精勵せられし結果宝暦十二年壬午即ち廿七歳にして本

堂及庫裡の再建を成就せしも尚之に安んぜず南船北馬以て努力し明和八年辛卯即ち三十五歳にして本尊を再興し客殿を建立し安永七年戊戌即ち四十二歳にして大師の御影を新たに彫刻し天明四年甲辰四拾九歳にして梵鐘を鑄て鐘樓門を建立し寛政五年癸丑五拾八歳にして観音堂を建立せられし等一々枚舉に違あらず。該数拾年間中に或は普化宗の虚無僧と爲りて天蓋笠を冠り尺八笛を奏しつゝ津々浦々を巡廻し奇石数百個を集められしにより代々當寺の宝物となり視る人をして驚歎息まざらしむ其の際に用ひられたる笠と笛及び華頂宮より拝領せし三輪違いの提燈とは今猶遺留し當寺の定紋と爲せるは眞に光栄とする処なり。斯の如く数拾星々霜の久しき竹枝草鞋して席暖かなるの暇なきに似たれども自坊に在つては三部妙典を一字一石に謹寫し以て諸建立に喜捨せられたる人の爲に罪障消滅乃祈請を修せられし如きを推考せば寸陰をも徒過せられざりしを想ふ可し。寛政十二年庚申に六十五歳にして還化せられたり。若し数年間存命せば発展拡張の度測る可からざらん。要するに當寺の今日あるは無傳上人之を草創し察應上人之を潤色せりと云ふも敢て過言にあらざるを信じて疑はざるなり。今中興無傳上人乃至現在の歴世を記さん。

歴代		遷化年月日		大正三年より年数
中興開山承譽無傳上人	元禄四年九月廿八日	貳貳四年		
讚譽傳栄文益法師	享保七年六月七日	壹八〇年		
観譽円察繫念大徳	安永三年七月三日	壹四〇年		
冥譽加念察應大徳	寛政十二年十二月十七日	壹貳五年		
深譽觀心察妙大徳	天保十三年正月十二日	七参年		
深蓮社諦譽上人 連阿一生觀乘和尚	弘化三年七月十七日	六九年		
入蓮社轉譽 眞阿衣香法壽和尚	安政六年七月二日	五六年		

最譽秀啓 (明治三拾年に隱居す)
運譽秀夫 (現住)

在往年代の如きは記録を存せざれば推考すること能はず。
編者惟ふに山号と寺号とを公称する祭には必ず一蓮托生の四字に起因せしならん。然るに今一宅山と呼ぶは或いは手扁をば世代中に省略せられしに非るか。
當寺に左の付屬佛堂を有すれば左に列記せん。

○大字和佐小口
藥師堂
堂宇 桁行・梁行 各壱間参尺

本尊
境内
藥師如来
木像一軀
六拾五坪
不詳

○大字和佐字瀧谷觀音堂

堂宇
桁行六尺
梁行參尺
石像一軀
四拾貳坪
不詳

○大字和佐字千曳觀音堂

堂宇
桁行參尺參寸
梁行三尺三寸
石像一軀
壹坪
不詳

○大字和佐字小口庚申堂

堂宇
桁行・梁行
各式尺參寸
石像一軀
壹坪
不詳

○大字和佐字開山等なり

京都妙心寺末

臨濟宗南陽山光性寺

無檀家

本堂
桁行
壹間參尺
梁行
壹間參尺
向拝
桁行
壹間
梁行
壹間參尺
庫裡
桁行
參間
梁行
參間參尺

本尊 法燈国師

木像の座像にして丈三尺五寸 相傳ふ法燈国師四拾貳歳の像なりと

釈迦堂 桁行 壹丈 梁行 壹丈

釈迦如来 四寸五分の座像 銅像壹軀

大日如来 九寸五分の立像 銅像壹軀

位牌 高 七寸 巾 二寸 壹基

表に 口粧東陽春英贈大妙 精靈位

裏に 湯川中書直春嫡女 高直非母 施主 二男定直

位牌 高 八寸 巾 四寸五分 壹基

表に 釈宗山 宝曆 六年九月十八日

裏に 釈宗意 宝曆十三年六月十四日

財産 田地 三反三畝廿九步 民有第壹類

宅地 四畝 参歩 同

山林 四反壹畝廿五歩 同

當寺は相傳ふ法燈国師の開基なりと然れども記録の以て徴すべき無し故に確乎たる事を識するは啻に不可能なるのみならず附近に五輪石塔の散在せるを瞥見せば或は草創の當時に於いて古義眞言宗にして廃頽せしをば国師が来りて禪宗に改轉したるに非るか。其の際には大伽藍たりしは西二丁に門前てふ字名の在せると近傍に古瓦の破片の埋没せる等は動す可からざるの證なり。天文乃至元龜の年代には領主玉置氏の菩提寺たりしに天正十三年乙酉に玉置氏が廃亡せられしより年を追ふて零落し己に断絶に垂んたりしを今を去ること壹百數拾年前に森員將後室要修院受覺大姉釈宗意等が大施主と爲りて再建したりしを其後に破損したりければ嘉永年間復々現今の堂宇を再建せられたり。斯くも逆境に遭逢し且つ無檀無祿なりければ一定の住職なく偶然在住するもの無きにしても非ざれども訊れも朝來昏去の状態にして多くは無住職なり。

歴代の住職を調査するに
中興 大禪養浩禪者
二世 暢譽覺眠八音禪門
三世 大道子猷禪者

とのみ記録に遺留すれども年代と還化せられし月日とは明瞭ならず。

○大字和佐字船附の上

京都 西本願寺末

眞宗 鶴棲山 光源寺

檀家 百五拾戸

本堂 桁行 五間 梁行 五間

庫裡 桁行 五間 梁行 五間

鐘樓 九尺一寸四方

本尊 阿弥陀如来 木像 一 軀

上宮太子尊像 畫像 一 幅

三朝高祖 同 一 幅

見眞大師 同 一 幅

慧燈大師 同 一 幅

財産 田地 貳反六畝五歩

畑地 貳拾貳歩

宅地 壹反四畝八歩

山林 六畝貳拾八歩

當寺の開基は不詳なれども相傳ふ往時は古義眞言宗なりしが今より大凡四百四拾年前文明年中に眞宗に改轉せられたりと。然れども當時記録を存せざるを以て確乎たることは識知し難し數拾の星霜を経て玉置氏の遺臣木坊子太夫の末葉なる宗顯師が後光明天皇の御宇正保四年戊子即ち今大正三年甲寅を距ること貳百六拾七年前に中興し同年十二月廿八日に公称寺号本尊と本尊木佛とを許可せられ後六拾五年を経て正徳参年癸巳二月に上宮太子尊像及び三朝高祖と見眞大師との画像を奉迎し後百貳拾参年を経て天保七年丙申拾月に蓮如上人の画像を奉迎し後八拾壹年を経て明治四拾年丁未四月拾五日に盛大なる鐘供養を執行せられたり今其の概況を左に略記せん。人皇第五拾六代清和天皇九代の後胤逸見黒源太清光八代の末孫逸見四郎太郎源満清の二男逸見満壽丸源清重は元亨元年辛酉六月廿五日に生誕し長ずるに及んで後村上天皇に仕へ奉り武功を奏しければ其の恩賞として紀伊国日高郡矢田の莊を給はり土生村千手の里なる字城の内に居城し尚數回戦場に出でて武勲ありしを

以て日高郡の内にて六百貫を領知せられし時に土生村八幡社に奉納せんとて高さ五尺五寸厚さ三寸五分徑式尺六寸重量壹百六拾貳貫目の梵鐘を鑄造せしめ
聞鐘声 知慧長 菩提生 煩惱輕 離地獄
出火抗 願成佛 度衆生 天長地久 御願
円満 聖明齊日月 觀算等乾坤 八方歌有
道之君 四海樂魚無為之化
紀伊国日高郡矢田莊千手里
八幡宮 源万壽丸 寄附
御神前治鑄鐘
飛鳥宮 山田道願作
正平拾參年戊戌三月十五日
と銘記し今大正參年甲寅を距ること五百五拾六年前即ち神武天皇即位紀元貳千拾八年人皇第九拾七代後村上天皇の御宇正平拾參年參月拾五日に盛大なる奉納式を施行し爾後五百有餘年間同社の境内にて朝昏に撞きつゝありしが大政維新後より停止せられて唯同社氏の共有物として保存しけるが當寺は開基以來梵鐘を有せざりければ藤田村大字藤井の小池甚一郎氏は當寺檀徒と八幡社氏子との間に立ち百方奔走の結果明治參拾六年拾月拾六日に購求し翌明治三十七年五月に鐘樓の落成したれども時恰も日露戰爭中なりければ鐘供養を無期に延引し明治四拾年四月拾五日に盛大なる供養を執行せられたり當寺の位置たるや石に浪々たる日高川を控へ左は蜿蜒たる丘岡に接し當田山脈を後背にし江川下流を前面にし所謂山河襟帶てふ好風光殊に該梵鐘は源万壽丸が金錢を投じて鑄造せられければ音響の劉曉なること眞の縣下稀有なりき盤桓せる老木は周圍數尋にして本郷土中の巨樹なり

當寺中興よりの歴代左の如し

歴代	遷化	年月日	大正參年より年數
宗顯	寛文九年己酉	九月 拾七日	貳百四拾六年
宗春	延保二年甲寅	五月 拾六日	貳百四拾壹年
宗玄	貞享五年戊辰	八月	貳百貳拾八年
宗秀	元文二年丁巳十一月	三日	壹百七拾八年
謙有	寛保元年辛酉	五月二十一日	壹百七拾年
妙玄	安永九年庚子	三月 十二日	壹百參拾五年
宗覺	天明七年丁未	三月 九日	壹百貳拾八年
宗惠	寛政五年癸丑	正月 十七日	壹百貳拾壹年

歴代	遷化年月日	大正參年より年数
宗海	嘉永六年癸丑正月十七日	六拾弐年
宗城	慶應三年丁卯十月二十四日	四拾八年
貫練	明治三十三年己庚十月二十四日	
宗貫	現住職	

○大字江川字南垣内

丹生村 宝重寺末

淨土宗 阿弥陀寺

無檀家

本堂 桁行 四間 梁行 四間

本尊 阿弥陀如来 銅像 壹軀

財産 田地 参反七畝拾壹步 民有地 第一類

畑地 六畝貳拾步 同

宅地 参畝拾壹步 同

山林 壹町壹反七畝廿步 同

録に 當寺は今大正參年甲寅を距ること大凡貳百拾年前東山天皇の御宇元祿年間の草創にして當寺の記

紀伊国日高郡川上の莊江川村中堂有一小堂在千山下也廢壤已久矣其本尊は金佛立像也蓋謂行基之作実不世出之靈佛也我祖瀨見因則憂之也切也於是乎變地而新建一小堂焉即今之阿弥陀寺是也

附以田藺庶幾此之堂之長不禱
土俗云上古者大刹伽藍之地也昔肯己成灰燼是以佛胸破裂其徵也加之堂之西北百步有塚焉多埋火

傷石又有地名西門前雖然歷既多年矣不知當否
と是を以て當寺の草創開基は頗る古くして當時の隆盛なりしこと推して知るに足る。而して其の興
起に瀨見氏が盡力せられしも亦推知するに余りあり。當寺はもとより無檀家且つ財産に乏しければ
永く在住する者無く偶然來住すれども恰も行人が旅宿に宿泊するが如くなれば常に本寺より監督し
つゝあり。

○大字江川字脇垣内

湯川村 九品寺末

浄土宗 南天山 寶重寺

檀家 壹百五戸

本堂 桁行 五間 梁行 五間

庫裡 桁行 参間 梁行 四間

本尊 阿弥陀如来 木像 一 軀

脇立 觀世音大勢至 同 二 軀

善導大師 同 一 軀

円光大師 同 一 軀

財産 田地 壹反 壹畝 廿九步 民有地第一類

畑地 四畝 参步 同

宅地 七畝 壹步 同

山林 参畝 廿貳步 同

當寺は草創の當時古義眞言宗たりしと口碑に遺存しけれども記録の以て徴する無ければ其の年代は不詳なり浄土宗に改轉せられしは今大正参年甲寅を距ること大凡貳百九拾年前即ち御水尾天皇の御宇寛永の初年なりと云い傳ふ。然れども微々不振なりしが七拾年を経て東山天皇の御宇元禄の中年頃の中興利天和尚が面目を一新せられたる。證跡は明瞭なり。其上人より現今に至る貳百貳拾余年間中第二代は不詳なれども其の他を左に列記せん。

世代名	遷化年月日	大正参年を距てる年数
中興 利天	寛永七年庚寅 九月二十七日	貳百 九年
三代 辨立	元文五年庚申十二月十四日	百七拾四年
四代 傳盆	寛延元年戊辰 五月拾四日	百六拾六年
五代 仙廓	年月不詳	百六拾七年
六代 知道	明和貳年乙卯 正月拾七日	百五拾 年
七代 諦道	安永参年甲午十月拾七日	百四拾壹年
八代 諦善	文政五年壬午 月日不詳	九拾参年

該歴代中特に功績に顯著なるは第八代諦善上人なり上人は本村大字松瀬の出身にして寛政年代に入りて在住するや從來の草葺を瓦に改め且つ本堂及び庫裡に大修繕を加へ周圍に蒼鬱たる竹藪を開除せられし等一々枚挙に遑あらず。

○大字山野字峠

湯川村 九品寺末

淨土宗 天祥山 地福寺

檀家 壹百貳拾戸

本堂	杢行	六間	梁行	六間	一
庫裡	杢行	四間	梁行	五間	一
玄関	杢行	參間	梁行	貳間	一
本尊	阿弥陀如来			木像	一
脇立	觀世音大勢至			全	二
善導大師				全	一
円光大師				全	一
鎮西上人				全	一
藥師如来				全	一
地藏菩薩				全	一
地藏堂	杢行	一間	梁行	一間	一
妙見・妙見菩薩				石像	一

財産

田地 壹反六畝拾四歩 民有地第一類

畑地 九畝六歩 全

宅地 壹反壹畝廿七歩 全

山林 壹町三反九畝廿七歩 全

當寺に往昔の記録を遺留せざるを以て詳知すること不可能なれども口碑の相傳と五輪石塔の散在せるとに徴すれば開基の當時は古義眞言宗たりしことは敢えて疑はずと雖も何佛を安置奉祀せられたりしやは渾て推考すること能はず今散見する旧録に口すれば神武天皇即位紀元貳千貳百六拾壹年人皇第六代後陽成天皇の慶長六年辛丑即ち今大正參年甲寅を距ること參百拾參年前に淨土宗に改轉せられしを推測するを得べし然れども本郡矢田村道成寺の傳ふる処によれば承應貳年癸巳に當寺より快善和尚が轉任して同寺を古義眞言宗より改轉せしめあれども承應貳年癸巳は神武天皇即位貳千參百十三年人皇第九代後光明天皇の御宇にして慶長六年即ち三百十三年前の開基にして古義眞言宗たりしを快善和尚が道成寺に轉任せられしより當寺も亦淨土宗に改轉せしに非るかど如何せん當寺はもと桁行四間半、梁行五間の本堂に文壹尺五寸巾四寸の恵心僧都の彫刻せられたる阿弥陀如来を本尊に奉安しけるに無住職なりし年代即ち今大正參年甲寅を距ること八年前なる明治卅九年丙午十二月四日午後四時に俄に本堂の一隅より火災起りければ近傍の人々周章狼狽して消防に努力したれども遂に堂宇及び諸佛体諸什宝器具書類等悉皆烏有に皈せしを以て檀徒の落胆一方ならず斯く回録に雇れるは無住職にして管理せざるに基因す故に善後策の第一着に適當なる住職を招來せざる可からずと衆議一決満場一致して大字松瀬の善導寺住職川口奏成師を屈請せんと委員を遷んで斡旋せしめ其の志望を果し同師の承諾を得られ盛に歡迎の式を擧げ己に本堂の建立を計画するに方って當大字三津の川の三然山円福寺は拾四坪の本堂と七坪半の庫裡と諸佛体及び諸什器とを備俱しければ其基本財産に乏しく且つ檀徒僅少にして維持に困難を感じるのみならず多くは無住職なれば自然廢滅に垂んならんとす今にして併合せば双方の寺檀共に維持し易からんと甲唱乙和し兩寺の檀徒悉階協讚し併合の盟約を計了して諸造営物、諸佛体、諸什具等を當寺に移し本堂再建の工事を明治四拾壹年戊申七月八日に起し同年十一月廿五日に俊成し同年十二月二日に入佛式を執行して大ひに當寺の面目を一新し尋で明治四拾貳年己酉一月廿三日に本山より泰成師に中興の称号を授與せられたり之れ同師が徳望高きの致す所なり。歴代住職の交代頻繁にして且つ記録の遺存せるものなれば詳細なる調査を爲し得ること能はざれども断冊に徴し過去帳に照して左に之を略記せん

○大字山野字下垣内
湯川村 九品寺末

現時は日に月に隆旺に傾向しつゝあり。

歴代住職名	遷化或いは轉住の年月日	大正三年を距る年数
深譽 憲隆	元文 四年己未三月	百七拾六年
教譽 說應	宝曆 元年辛未五月	百六拾四年
順譽 是秀	寛政 二年庚戌八月	百貳拾五年
諦譽 賢靈	不詳	
舜譽 上人	不詳	
英譽 大演	寛政十一年己未七月	百 拾六年
灌譽 上人	不詳	
察譽 上人	文化 三年丙寅七月	百 九年
光譽 上人	不詳	
利譽 上人	不詳	
念譽 上人	文政 三年庚辰七月	九拾九年
随譽 上人	文政十一年十一月就職	
涉譽 深察	不詳	
開譽 了眼	天保 二年就	
到譽 看住	天保 五年丙申五月退職	七拾九年
根譽 泰善	天保 七年丙申五月	同
岸譽 到元	天保 七年 六月就職	
淨譽 円翁	安政 五年就職	
得譽 眞教	慶應 元年乙丑五月	五十年
相譽 靈眞	慶応 三年丁卯四月	四十八年
住譽 本隆	明治 五年 二月	
誓譽 彦應	明治三十四年五月轉任	
法譽 達雄	明治三十六年七月轉任	
俊譽 泰成	現住	

淨土宗 山峯山 月照寺

檀家 三十七戸

本堂 桁行 四間 梁行 四間 木造 一 軀

本尊 阿弥陀如来 木造 二 軀

脇立 觀世音大勢至 全 一 軀

善導大師 全 一 軀

円光大師 全 一 軀

徳本上人 全 一 軀

財産 田地 壹畝拾貳步 民有第一類

宅地 貳畝貳步

同

當寺の草創年代は記録の據るべき無きを以て考證に着手するの端緒を認め難し加ふるに古来一小寺院にして數年に亘り在住せし僧侶のあらざりければ多くは他寺院よりの兼務にして寺役法要の有る毎に漸く開戸するのみにて参拝する者もなければ徒に寂莫たる状態なりき。今より凡そ百貳拾四年前の寛政初年頃に徳本行者が當寺に駐錫し數日間大瀧の水にて修行せられしとの口碑は今尚曆然として相傳ふ斯くの如き寺院なりければ歴代の住職は絶無なりと云ふも敢て過言にあらず今紙井に

心 譽 祐 善
心 譽 祐 信

の二師が在住せられしとあれども其の年代等は不明なり。徳本行者は神武天皇即位紀元貳千四百拾八年桃園天皇の御宇宝曆八年戊寅即ち今大正參年甲寅を距ること百五十六年前の六月廿二日に日高郡久志村に呱呱の声をあぐ父は田伏三太夫にして母は塩崎氏の女なり家系は畠山重忠に出づ幼名三之丞と云ふ翌年中秋の夜満月に向ひ合掌して始めて南無阿弥陀佛を唱えしかば人人奇異の感想を惹起す長ずるに伴ひ益々佛門に皈依し光格天皇の御宇天明四年甲辰行者廿七歳の時に財部村往生寺に於て落髪し名を徳本と称し念佛三昧をば勤とす其れより白馬山の麓に小庵を結び穀食塩味を断ち昼夜に七回づつ千津川の水に垢離し佛名を称ふること日課に大凡一万遍に過ぐ慈に七箇年を経たれば乱髪垂れて肩を掩ひ肌膚枯燥して土木の如く釈迦世尊が靈山の苦行も焉んぞ之に過ぎんと云へり或る時諸人の懇請に應じて揮毫せられたる名号を石に勒して此処に建てたりしに著しき寄端ありければ行者の名声遠近に噴々たり之を傳聞して名号碑を建てゝ妖氣を鎮定するに悉く應現あり其後に奥州に趣かんとして此地を出でたれども諸人の飯向甚しきに因り素志を口げて萩原村に三年間逗留し海部郡塩浦浦或いは有田郡須谷村の山中なる岩村の城趾に於て苦行し後年摂州勝尾寺に飛錫し同御宇の文化九年壬申行者五

十五歳にして藩廳の命を奉じ名草郡和佐山の草庵に移り逗留三年にて更に東都に往き政府より小石川一行院を下賜せられ卓錫して道風日に盛大なりしが仁孝天皇の御宇文政元年戊寅行者六拾壹歳の十月六日に念佛を呼唱しつゝ淹然として終焉せられたり。行者の行徳は近世の繙林に希有なるは行者の駐錫するところ貴賤老若の別なく蜂の花を慕い蟻の蜜に着くが如く東西に奔走随順して念佛称名の声は蚊虻の檐に群がるが如く数多なりと云ふ其の他に奇特の件々今尚人口に膾炙せり行者の終焉は今年より屈指すれば既に八拾七年なり。

○大字山野字猪内川

湯川村 九品寺末

淨土宗 佛性山 行基院 廣善寺

檀家 三十戸

本堂 桁行 三間半 梁行 四間半

本尊 阿弥陀如来 木像一軀

脇立 觀世音大勢至 全二軀

善導大師 全一軀

円光大師 全一軀

財産 田地 五畝廿八歩 民有第一類

畑地 壹畝 壹歩 全

宅地 貳畝 七歩 全

當寺は小寺院にして古来永住せし僧侶なく多くは他寺より兼務住職なりしを以て更に記録を遺留せざるを以て概畧をも識知すること能はざれども寺傍に五輪石碑の破片の散在せると行基院の名の存せると寺の所在地を寺前と称することの三点より考推すれば或は往昔に在っては行基菩薩に由緒を有する古義眞言宗なりしに中古に至りて淨土宗に改轉せしには非るか此の他大字江川に文光寺てふ寺院ありて昔時は大伽藍なりしが焼失の後一小堂を再建せられしに大政維新後に廃滅せられて現今は東の坊及び西の坊、坊田等の字名に存するのみなり。要するに本村は古義眞言宗占領の郷土なりしが漸時に他力宗に改轉せしと断言するも敢えて當らざるに非るなり。

二 教 会 所

大字山野字栗畑に明治四十四年六月より天理教出張所を開設して布教に努めつゝあり。現今信者拾数人あり。

十、民俗

イ 沿革

上古の民俗は今にして考證すること不可能なれども口碑の相傳と翁媼の談話とを総括せば本郷土の如きは太古の風俗を遺留して質素朴直なりしも五百年前明應乃至永正年代に川上氏或は玉置氏の所領と為り武門に蹂躪せられ武士に驅役せられて自然に勇壮活潑に化せしは祭典に奴踊を奏し殺伐強慢なる言辞を吐露せるを推考せば思ひ半に過ぎん。然るに二百余年を経て後陽成天皇の御宇慶長年代に徳川家康卿が霸權を掌握し武を偃せ文を興せしより日に月に小康に傾向し専ら農業に従事するに及んで昔時の質素朴直に復旧し昇平の繼續一百余年に互るや所謂咽喉を経越して炎熱を忘却し祖先の千辛万苦を追想せず千才戦乱を昔語と爲し東山天皇の御宇元禄年代より漸時華美栄耀を競走しければ幕府は数回も儉約の令を頒布したれども之を遵奉せざりしと斯く逸楽華美的の風俗に趣向せしと雖も明治の末年乃至大正の今日より見れば国土を異にするの感あり今遡って正徳以来の風俗を調査するに金子借用に於ける證書に

一札之事

一、錢 貳百五拾目

かり受可申候

未 十月

久作 ○

佐市 殿

或は今より二百七拾七年前なる元文二年丁己の頃に

讓渡申屋敷田地山林之事

一、屋敷壹ヶ所田地山林壹ヶ所

高畑御帳面之通

但し師範の指物共

右者田地屋敷並山林之内南院山光生寺代々之墓所夫玉置專右衛門迄致所持候処時節惡敷專右衛門死去以来龜井隣庵老世話にて持傳へ隣庵老支配に可致処玉置先祖之屋敷殊に玉置專右衛門義は御切米六拾石被下置候得ば筋目へ傳り不申候ては名跡も絶申儀に候故子孫之内へ讓申度との儀に候得共持傳へ可申もの之無処其方義双領筋に候得ば讓申度由に付此度一家中相談之上讓渡候間子孫に相続所持可被致候爲後日仍て奸如元文二年己五月

和佐村 玉置專右衛門 後家

證人

龜井 隣庵

和佐村 肝煎

治右衛門

同村 庄屋

三右衛門

又今より壹百参拾七年前なる安永六年丁酉に

本米返し證文之事

一、田地 壹ヶ所 境西は岸根限り北は谷川限り南北は岸限り

山田 六百九十三

一、下田 九畝二十四歩

高 壹石七拵八合

代米六石五斗也

外に種かし元米四枒参合壹勺付申候

右は年々御年貢米借替并當酉年の御年貢依入用に我等所持の田地其方へ相渡し代米請
取候當酉極月より未戌三月迄限米本米返しに相定候上は只今より右田地并御年貢諸役
共其方可爲支配候年賦之内本米相濟候はゞ田地無相違御返候年賦過候はゞ此証文にて
其方弥支配可被致候其以後一言之申分有之間敷何方より構防無之候若障義出来候は
ゞ批判形人罷出急度狩明可申候爲後日依て証文如件

和佐村 賣主 助次郎 ○

安永六年酉 極月

同村五人組 作次郎 ○

同村納庄屋 音右衛門 ○

同村庄屋 才蔵 ○

同村肝煎 伊右衛門 ○

同村 買主 瀨七殿 ○

右之通相改相違無之段郡奉行衆へ申達候
瀨戸 勘助 ○

又今より百八拾壹年前なる天保四年癸己に

指上申御請狀之事

一、此川越佐吉と申者慥者に付私共受人に罷立當己三月五日より来午三月五日迄御奉公
に差上申候御給金之義は高四兩に相定爲御取替金貳兩被下置難有慥に奉受取候殘金

一の義は九月三分十二月壹兩壹歩被下置候筈

一の御公儀御法度は不及申上御家之御法度相背申間敷候此者古き何方よりも何之構無御座候若取逃馳落仕候はゞ取逃之品々不残差上候御給金指上如何様共被仰付次第相背

一の御公儀御法度之宗門に少之内も不罷成候代々一向宗にて寺は千駄長屋應光寺檀那にて御座候寺証文私方に取置申候御用次第に差上可申候

一の此者他国へ御供被仰付共相勤させ可申候若御意に入不申又は長病仕候はゞ人代り成共御給金なり共差上御暇可申受候都にて此者如何様之六ヶ敷義仕出候共被仰付次第

急度狩明け可申候其節一言之子細申上間敷候此者年を重相勤候はゞ何ヶ年も御受状を以私共受人に御座候若私共他国へ罷越候か又は仕替仕候はゞ其節々御断可申上候

右之趣相背不甲私共受人に罷成申爲後日御受状如件

天保四年己三月
請人 玉置 金次郎 ○
人主 石井 弥八 ○

長谷川新輔様御内
御用人衆 御中

と斯くの如き證文にて借用或は賣買或は受人等を執行し来たり。而して其年代乃至慶應年代の衣食住を生存の翁媼に聽聞し書類に徴しければ左に畧舉せん。

より土蔵を建築して瓦葺に爲したるより徐々に家屋をも瓦葺に爲せし者無きしも非れども百中の一、二に過ぎざりしが五拾余年前なる安政の末年より富有なる者が家屋を新築する毎に

瓦葺と爲しけれども現今の如く擧つて瓦を用ひるに至りしは今より拾余年前なりき。畳の如きも寺院の本堂の外は絶無なりしが六拾余年前なる嘉永の末年より中流以上の家屋の奥の間

に畳を敷き初めしを郷土一般に見慣いて中流以下の家屋も奥の間のみは畳を用ふるに至り平常は奥の間と雖も藁の席を敷きて冠婚葬祭に方つて之を用ゐるに過ぎざりし現今の如く一様に

用ひるに至りしも亦拾七、八年前なりき。

以上の役人のみにて中流以上の女子が嫁入りの際に絹布の紋付を着すれども平常は只管に手

口
説

織木綿なりしが漸時に贅沢に傾向し貳、参拾年以上よりは外出する毎に絹布を身に纏ふ者の輩出するに至れり冠り者の如きは文化及び文政年間には男女共木綿手抜の頬冠りを爲せしが嘉永及び安政年代より男子は常に竹皮笠を冠り旅行の際には男女共木綿笠を冠り冠り旅行には女管笠を冠り布張り編笠に至つては大庄屋以上の格式を有せざれば敢て冠らざりしに文久乃至明治の初年頃には男女共外出の際には日傘を用ひ明治拾年頃より繻子張の蝙蝠傘を用ひ男子は洋服を着すれば必ず帽を冠りしに近年に至りて女子は多く絹張蝙蝠傘を用ひるに至り男子は平服して洋帽を戴くに至れり。
天保乃至慶應年代には農村は多く自家にて濁酒を醸造し日用の飲料に充て客を饗するに非れば清酒を用ひざるの習慣なりしに酒税法の制定以来之を廃止したり然して食物の如きも日に月に贅沢に傾向しつゝあり。
器具の如きも文化及び文政年代までは至つて僅少にして手塩等は天保年代より漸時に流行し来りて現今は一酒宴を開くに方つて一肴毎に一個を使用するに及べり。元禄乃至文化年代までは簞笥は貴族的器具と爲し中流以上の嫁入りにては五斗乃至八斗の桶に衣類を納めて之を数人にて檐ひ以て送りしを例式と爲せしが故に桶数の多少と容量の大小とを見て実父母が女子を愛するの厚薄と里方の貧富を品評せる状態なりき。箒も其年代には多く箒草を以て造りしに近年は畳を敷くに從ひて棕櫚箒の必要を認め今は苟も畳を敷ける家にして棕櫚箒を用ひざるものなきに至れり。履物の如きも安政の末年即ち五拾年前迄は渾て手造りの藁草履にして鼻緒に紙を巻きしをはけるは村内の庄屋、僧侶及び医師等なりしが安政乃至文久年代に至りて村民悉皆紙巻の草履を履くに至りて雨日には焼板下駄を履き女子は一代に一度嫁入途上にのみ黒塗り下駄を履きし等なりしに現今は平常にも表付下駄を穿ち麻裏をはくに及べり。これ実に聖代の余沢なりと雖も奢侈際涯なきに趣向せられたり二百二拾四年前に奢侈禁止の令を頒布せられたる徳川幕府の當局者を地下に起して大政の民俗を監視せしむれば喫驚措く能はざるならん。

明治初年に外国交際の約を訂せられしより朝野の同胞は只管に洋風を羨慕し随つて形而上に至るまで各々種々に亘りければ明治天皇深く宸襟を惱せられ今大正参年貳拾四年前明治貳拾参年拾月三十日に教育勅語を宣せられしより国民教育の方針一定し道德の目途茲に確立し

たれども奢侈の風習は歲月と共に増加し加え明治廿七、八年の戦後益々遊隨に流れて愈々贅沢に化せるを以て明治四拾壹年戊申に所謂戊申詔勅を宣せられしより天下の臣民大ひに覺悟し本郷土も幸校職員は村吏員と協力して義理以て之を挫き温言以て之を論じ荒怠を戒め勤險を奨め古昔の質素朴直に復皈せしめんと努力せし効果空しからず稍勤險の聖旨を尊守する者の日に多きを加へつゝあるは本郷土將來の爲に欣歡して止まざるなり。

ハ 氣 質

本郷土は古来より氣質善良にして時勢と共に轉化せざるは専ら農業を以て業とし他の町村民と交渉することの少きの致す所なり。

ニ 風 俗 習 慣

本郷土は社會の風潮に伴ひて進化することは稍遲緩なれば随つて風俗も亦時勢に後ることも敢えて先んぜられれば概説すれば守旧の習慣を脱せざると云ふも不可ならず。

ホ 犯 罪

氣質善良にして風俗は質素なれば漫りに不義の榮利を慾望せざるを以て犯罪人の数は他町村に比較すれば大いに少きはこれ本郷土の特徴と云ふべし犯罪は自村にて爲せる者至つて少なくして多くは他府縣或いは他町村に出でゝ生存競争の場裡を目撃し虛榮心を感染して思慮する所無く小罪を犯して刑律に觸るゝに至れるなり犯罪の種類は過半は賭博犯なりしが近年に至りて之を犯す者は殆ど絶根せられたり。

ヘ 言 語

本郷土の言語は敢えて特異あることなけれども古來意を言辞上に灌ぐ者非れば「行きましよう」をイキヤンシヨラ或は「しませう」をシアンシヨラ或は「つまらん」をラツシモナイ或は「手毬」をテイマリ、「狐」をケツネ、「兎」をラサギ、「螢」をホウタロ、「母」をオカン、「誰」をダイ、「布」をノ、「小便」をションベ、「石油」をセキタン、「煙管」をケセロ「燕」をツバクロ、「鼠」をネヅメ、「沼」をノマ、「人間」をニンゲ、「蛙」をカイル、「御馳走」をゴッチョ、「出来た」をデケタ、「動く」をイゴク、「枇杷」をビヤ、「並ぶ」

をナロブ等の方言を有せしが近年小幸校に於て特に之を正しつゝあれば数年を出でずして改正するや必せり。

ト長所と短所

一利一害は数の免れざる所にして本郷土の如きは江湖の風潮に遷移すること稍遅緩にして生存競争の渦中に投ぜざれば言語舉動共に都邑と等しく進化せざるを以て一点より視察すれば開明の澤を掌ること浅薄なるの憾無きにしも非れども他の一点より思考すれば言語に於ては往昔の朴直を存し舉動に於ては浮華に流れざるは之れ本郷土が無咎の恩恵なり。

十一、衛生

イ沿革

本郷土は現今の如く交通開けざれば他町村民と相接する機会の稀なりしと空氣の新鮮なると食物の淡泊なるとに因りて疾病人の僅少なきしは医家の些少なるを以て確證と爲し得べし啻に疱瘡及び麻疹等は時々流行せしのみなりき。然して疱瘡を大ひに恐怖し一度該病を経過せざれば結婚を爲すこと能はざるの程度なりしが種痘法を行ふに方って更に此の憂患を忘却するに至れり。

ロ総説

海岸地方に在つては尠少或は絶無の蛔虫患者の往々本郷土に生ずるはこれ啻に本村のみならず農村は比々皆然らざるなし。其の原因は草食に在るは医幸者の異口同音に主張する所なれども該病を断絶せしむる方法を研究せざるは農村の最も遺憾とする処なり。教育の進歩に伴いて智識発達して公衆衛生を重んづるに至りつゝあるは大ひに喜悦すべき極みなり。

ハ疾病死亡健康状態

総説に辨ぜし如く本郷土は蛔虫病のその他の疾病を有せざれば死亡者も亦僅少なるは人口表を一見せば明かなり。健康状態に至つては本郡中にて中位以上を占めつゝあること丁年の徴兵検査に證するに余りあり。

ニ医師

本郷土は前記の如く比較的健康なりしと人口の多からざるを以て往昔より本郷土に於て醫師を開業せし者至つて少く大字松瀬に於て今より大凡壹百年前なる文化年間に柏木幽齋てふ人が開業せられしと大字和佐に於ては往昔に開業のありしは口碑の存せると文久年間より明治廿七年頃迄開業ありしと大字江川に於ては大正参年甲寅を距ること壹百八拾九年前なる享保拾壹年丙午四月に西川氏の祖先が開業せられしより現代英吉氏に至る六代間子孫聯綿として継続しつゝあり。

木施設

種痘は成規を遵奉し毎歲施行しつゝあり。避病院は明治三十四年十一月に設置せり。爾來十三年の久しきに亘りて赤痢患者一人入院せしのみなりき。

十二、交通

イ沿革

往昔は考證する能はざれども川上或いは玉置の城趾ありしより推考せば大字和佐の如きは道路必ず開通せしならん。然れども三百有余年の年月中に漸時耕作地と變ぜしと口碑に相傳へらる。明治年代より改修の必要を講究するに至れり。

ロ総説

道路の改修は地方發展を促すの初歩たるを感じたると當局者の獎勵とに依り年々歳々改良しつゝあり。

ハ道路・車輪數・橋梁・渡船場・車馬通否 并 開發工事

本村は明治四拾壹年度より河南龍神往來の道路開修工事に着手し六箇年間に工費八千貳百四拾参円拾七錢五厘を支出し本村大字和佐の笹峠より和佐所屬全部及び江川尋常小學校附近に至るまで延長貳拾丁を改修せり。此の開修せしより荷車の通行大ひに利便を生じたり。目下本村に車輪數十八箇と自轉車十九箇とあり。橋梁は丸木橋をも等入せば頗る数多なれども主なるもの四箇にして眞妻橋の幅一間半、長十間なるを最とす。其他橋にして常に通行しつゝあるもの廿七ヶなり。渡船場三ヶあり、一は松瀬より早蘇村の大字早藤と、一は大字和佐

のシドシより矢田村の大字入野と、一は同字の字川添より矢田村の大字若野とに通ずる三所にして何れも日高川にあり。

二 船 舶

川船の数は廿隻にして孰れも木炭或は薪材を川下なる御坊町に運送するの用に供しつゝあり。

へ 通 信 機 関 及 び 其 状 況

往昔は他町村と交通も現今の如く頻繁ならず随つて通信機関の必要を認めざりしに近世、世運の発展に伴ひ大いに通信機関の必要を感じずるに際し丹生郵便局を設置せられたりいでや丹生郵便局の概要を略記せん。明治五年壬申に郵便制度の制定せらるゝや本村は小松原郵便役所の集配に属し本村の中大字山野猪内川のみは明治八年より印南原郵便局の集配に属し明治十年より大字山野は悉階印南原郵便局集配に属し其の他は明治十二年より大字山野を除く御坊郵便局の区内に編入せられ尋で十四年より全廿四年三月三十一日迄は大字山野を除く他悉皆藤井郵便局の区内なりしが藤井郵便局の廃止に伴ひて本村は擧つて印南原郵便局の区内となり明治四十一年三月一日に丹生郵便局を設置せられたれども集配事務は従前通りに印南原郵便局にて扱ひしが明治四拾貳年三月三十一日より丹生郵便局に於て郵便物集配事務を開始し丹生村一円を以て丹生郵便局の郵便区と為る。郵便函数及び郵便切手賣捌所は九ヶ所に設置せら明治四拾五年三月二十八日に電信事務をも開始せられ大ひに通信上に便利なりき。

ト 運 送 会 社

特に運送会社でふ者の設立は無けれ共、合名会社森倉庫より日々木炭等を川下に運送しつゝあり。

チ 宿 屋

全村に宿屋の数四あり。大字和佐の字中芝に二戸、大字江川字胡桃に一戸、大字山野の字峠に一戸と該四戸とも孰れも普通人の宿泊すべき設備を完全せり。

リ附近名称旧蹟及び主なる市区への距離

矢田村大字鐘巻道成寺へ	一里廿六町
龍神村龍神温泉場へ	十六里九町
御坊町大字御坊へ	二里十一町
有田郡湯浅町へ	八里十一町
西牟婁郡田辺町へ	十一里十一町
日高郡印南町へ	二里廿五町
日高郡南部町へ	六里七町

十三、各種団体

赤十字社は社員：……人にして担当は日本赤十字社和歌山支部日高郡委員部丹生村分区

委員 松井 藤之助氏。

婦人会社員は：……人にして担当は和歌山縣婦人会和歌山支部日高郡幹事部丹生村委

員部 松井 リン氏

青年会 松瀬村青年会は大正四年十一月の設立なり会員参拾五人にして会長松井藤之助氏

和佐青年会は明治四拾壹年拾壹月設立なり会員六拾参人にして會長狩谷 三郎氏

江川青年会は明治四拾貳年壹月の設立なり会員四拾六人にして會長野田 樟男氏

山野青年会は明治四拾貳年壹月の設立なり会員九拾五人にして會長宇和勝太郎氏

丹生農業会は明治参拾貳年八月の設立なり会員は五百参人にして會長森 八郎氏

武徳会 正会員六拾人 特別会員五人

尚武会 壹百人にして管理者は和歌山縣尚武会日高從支部丹生村委員部長松井藤之助氏な

り

在郷軍人分会は会員九拾九人にして會長西川英吉氏

十四、名所旧跡

比丘尼岩

山崎城趾

手取城趾

大字松瀬字松瀬溝にあり。高さ二間上に貳尺四方の平坦なる処あり。相傳ふ往昔尼が此の岩に腰を掛けて修行せられしより此の名あり。然れ共其の年代と尼の名は不詳にして之を考證するの端緒なし。

大字和佐の字山崎にあり。相傳ふ往昔川上氏が代々の居城にして威勢四方に輝きて土生の城主なる源万壽丸と結婚せられたる名族なりしに或日川上采女則秋が川狩の暇途にして不圖玉置氏に突き殺されしと云ふ。夫より領地は玉置氏に販し現今は只其の城趾に古瓦の破片散在するのみなりき。

大字和佐別所に在り玉置氏の址なり。玉置氏は平相国清盛公の嫡男なる小松内府重盛卿の男資盛の末孫なり。今大正参年甲寅を距ること七百四十年前なる高倉天皇の御宇承安年代に平族の威勢隆盛なるに方って資盛が京都の途上にて松殿閔白に行合しに無礼を為せしに依り辱められしを清盛傳へ聞くや大いに怒りて今日に至りて余の子孫を辱しむる者ありやと同閔白を途に要して恥辱を與へしかば重盛は資盛を伊勢の蔦野に追放す。資盛の蔦野に在るや一賤女を鍾愛して一男を生む。巴豆丸と命名す。重盛の蔦野に方って清盛は資盛を招還す。資盛販落して中將に任ぜらる。壽永の乱に邑豆丸は父祖の菩提を追吊せんと逃れて熊野に來り庄司氏清の家に凭る氏清は懇ろに巴豆丸を待遇し終に女子と結婚せしめて養子と爲し玉置山の社司と爲す。巴豆丸の社司と爲るや蔦野十郎資平と称す。承久の乱後に北条氏に属して八拾五町の地を領す。五世の孫を玉置庄司盛高と云ふ。建武の乱に大塔宮護長親皇の熊野に落ちさせ給ふに方って盛高は從卒を率ひて拒み戦ひ大いに官軍を破りし時に野長瀬廣常と横矢六郎と共に官軍に属して盛高を政めしかば盛高敗れて引退す。後一旦皇政と爲りしより玉置は宮の御怒りを恐怖し家族と從者等を率具して日高郡和佐村に來りて光性寺の小庵に身を潜め時勢を觀望し発心閑居せしこと七、八年にして足利氏が天下を掌握するに際し召し出されて一万五千石を領す。子三人あり一人は玉置山の別當となり一人は山地莊東村鶴城に居り一人は川上采女則秋を殺し山崎城を奪ひ手取城を築造して居らるこれを玉置大宣といふ。十三代の孫玉置大膳亮直

和は龜山城主湯川直春の女を娶りて夫人とす。時に天下乱れて麻の如く正親町天皇の御宇天正年代に豊臣氏は勢力旭日の天に冲する如くなりければ直和は欸を豊臣氏に通ぜられたり。其の時岳父湯川直春豊臣氏に反抗せんと使者を以て聯合を促し来りたれども直和が同意せざりければ直春於是手取城を乗取らんと欲し使者をして夫人賀世姫に離婚し皈れと説かしめに夫人は義節を重んじて更に背んぜざれければ直春意を決し士卒を率ひて攻め来るや会の瀬にて防戦しけれども衆寡敵せず遂に天正十三年乙酉即ち大正三年甲寅を距ること三百廿五年前の三月廿五日に手取城は没落し直和奔つて急を豊臣氏に報告し逃れて大和に入り兵乱の鎮定を俟ちつゝありしが大納言秀長の封を受くるに及んで直和直ちに郡山に詣りて秀長に謁す。秀長直和に領地の高を問ふに方り直和昔時の高を以て答へれば檢地の後に此の領地を没収し新たに三千五百石を與へければ直和之を憂しとし領地を其の臣三十木右馬之丞に附し高野山に入りて剃髪し仙光院と号す。後太閤秀吉是を憐み秀長に命じて慰諭せしむ直和も稍其遁世を悔めるを以て出でゝ封を受け慶長四年己亥に卒去す。其の子小平太は大坂城陥落の後尾張の藩主に仕へられたり。有田郡津木村に居住せる玉置英之進氏は其嫡流なりと云ふ。

因に云ふ玉置家の老臣吉田三郎右衛門栄範は会の瀬の戦に湯川家の勇士古河武太夫と浅井善助の二人を討取り尚も勇戦しけるに手取城陥落せしとの報知を聞き馳せ皈りて城中を巡視するに家臣は戦死し或は逃亡しける後にしあれば嗚呼運命も盡きたりとて玄関の板間に於て立腹を切らんとせし時に主君大膳亮の愛妾菊なる者が千若丸てふ三歳児を背負ひて逃げ去らんと途方に迷へるを見て栄範は自殺を止め此の千若丸を助けんと欲し菊と共に守護して城を逃れ出でて菊の父なる越方牛右衛門方に送り置きて其身は幼君見届けの爲めに松之進と改名し下田原村に住して専ら農業に従事せられたり。尔後手取城址は年と共に廃頽しつゝあり。然して宇堂之本に玉置屋敷といふ地あり今は唯公孫樹の老木一本残れるのみ之れ或は玉置家の別荘ならんと思考す。

徳本上人修行跡 大字山野字大滝川に在り上人は百余年前に錫を月照寺に駐め大滝川の滝水にて数日間修行せられたりと相傳ふ。

十五、古墳及び古器物

本郷土は手取城没落後三百年の久しき年間に亘り純呼たる農村に化し古物保存の如きは意に介せざりしを以て記録すべき物は至って僅少なり。古墳てふ者の遺留は各大字の寺院境内に五輪石碑の散在せるは三百有余年前の古墳なりと考證し得べし。

古鼓 大字和佐の川口音次郎氏に三十木弥之助の古鼓一箇を所有するといふ。

古刀 大字松瀬の柏木誠一郎氏に二尺二寸なる守光の古刀一振を所有するといふ。

其の他和佐の生蓮寺本尊は運慶の作にして大字江川の阿弥陀寺本尊は行基菩薩の作なりと相傳ふ。

十六、古今著名ノ人物小傳

イ 旧 家

本郷土に在りて旧家なりと呼称し来れる家は数戸ありと雖も記録の存留なきを以て確認することを得ず今現に所持せるものを擧ぐれば

大字江川 瀬見家

人皇第五拾六代清和天皇九代の後胤逸見黒源太源清光八代の末孫逸見四郎太郎源満清の二男逸見万壽丸源清重は後小松天皇に奉仕して数回武功を奏し紀伊国日高郡矢田莊を賜りしより土生村城之内に居城を築きて移住せられたり。其の事跡今尚多く存留す。其の子逸見小太郎重隆が父の遺蹟を相続して居城中に天授五年正月に南方の武士を退轉せしめんと山名修理太夫義理が紀伊国の守護と爲なられしより小五郎重隆が其の子權之助重隆と奔りて信濃国佐久郡瀬戸村に居住し逸見を改め瀬戸を氏とす隼之助重周と万之助重因と小右衛門因崔とを経て天正年間に孫右衛門因綱は其の子角兵衛因短と共に後紀伊国に飯来し日高郡江川村に移居す。彦左衛門因永の代に大莊屋と爲り彦右衛門因則の代に地土と爲りて瀬戸を改め瀬見を氏と爲す。彦左衛門因精と彦左衛門因棟と武兵衛苗元と彦佐衛門善隣とを経て瀬見善水の代となり大政維新に方り或は官吏と爲り或は郷里に家居して後進を指導し孝事を獎勵し功績顯著なりければ附近の人々何れも敬意を表せざる爲し卒して後瀬見政吉氏相續す。

大字松瀬 柏木家

人皇第五十六代清和天皇の後胤なる七条判官頼兼の弟柏木三郎兵衛尚泰十二代の末孫柏木右衛門尉源

義尹は承久二年の役に京方に属し敗軍して宇治川に戦死し二代政太郎義清は父が戦死の後母を俱して紀伊の山中に漂泊し来り母の縁故に因り日高郡三十木村に於て成長す。三代政右衛門義倫と四代三郎二郎義房とを経て五代主水義信は大塔宮護良親皇が熊野に落ちさせ給ふ時に矢を射て御感斜ならず日丸扇を引割きて賜りしより從來の家紋なりし三柏を改めて五本扇となす。後南朝に奉仕し和泉の守に任ぜられ淨阿入道と称す。六代太郎左衛門義基は正平三年戊子に河内藤井寺合戦と同八年癸巳京都合戦とに参加して共に武効を奏し和泉守に任ぜらる。七代次郎左衛門義弼は弘和元年辛酉に山名氏清氏理を攻め應永六年癸卯に大内義弘と戦いて共に功を奏し淡路守に任ぜらる此の時に玉置氏の懇願に依り客分となり来りて塩屋中村に居住す。八代次郎右衛門義兼は前に畠山氏に属して阿波守に任ぜられ後に玉置氏の旗下と爲る。九代兵左衛門頼貞を経て十代六郎義員は長享元年丁未に將軍義尚に従ひ佐々木六角政時を攻めて功あり諱守を賜り尚員と改む。明應元年壬子に將軍義植に従ひ六角高頼を三井寺に討ちて効を奏し三河守に任ぜらる主人玉置直和の姉を妻と爲す。十一代三郎左衛門尚光は玉置尚和が佛道を好みて武事を疎ければ諫言數回に及び終に不快と爲り永禄年中に暇を乞ひ武者修行と称して幼年なる子を捨て置き領地を退去し諸国を遊歴して藝州に入り武術を以て毛利氏に士官す。十二代三郎兵衛尚泰は父が主家を見限り他国に仕官しければ主家に於て憤恚ありと雖も代々勲功著しく且つは由緒正しき家系なれば先知を相違無く領知せられたり。尚泰は長ずるに及んで馬上劔術の妙手と爲られたり。天正十三年丙子三月に玉置氏没落の後に浪人と爲り仁助と改名して松瀬村に移住す。三代仁右衛門尚政より純然たる農民と爲られたり。十四代兵左衛門尚家は松瀬村庄屋と爲る。五代權三郎尚職は藩主熊野参拝の際途中にて謁見を免さる。十六代六右衛門尚泰は宝暦六年丙子より庄屋役となり明和五年戊子に苗字帯刀を免許せられ、柏木と爲る。十七代尚康は幽齋と号して医師と爲り一旦隠居せしが再び起ちて酒造業を始免られたり十八代六右衛門尚兼に至り分家し現在各柏木家は其系統なりと云ふ。

大字山野 西川家

人皇五十六代清和天皇の後胤從五位下刑部少輔源清重は承久の役に勅を奉じて官軍に属し轉戦して利なく承久三年辛巳に悉く敗れ從卒七十三人と共に南海紀伊塩崎莊熊野大嶋浦に到りたり。其の後朝敵の爲に入れられず古座川奥に入り西川莊玉山に蟄居し後山中を出て西川里を開き自ら近頃を領し西川庄司と称す。元仁元年甲申に始めて熊野十二社權現を勧請して六社權現と称す。

上梁銘曰 西川庄司清重

奉勸請熊野十二社權現社

千時 元仁元年甲申歲

匠 本宮

孫四郎

故に西川里民は今に到るまで西川坊と号す。次に源次郎清治が相続し、次に源一郎清定は西川里に住す。永和年中に清定一族綸言を蒙り南朝に属して累代の塾懷を啓かんと欲し義兵を擧げて官軍に随従す。次に源市郎青春は西川里に住す、次の源左衛門西川庄司繁氏は應永元年甲戌に西川六社權現再造す。上梁銘に曰く

西川庄司繁氏

奉造營十二社權現當社六社權現謹拜白

御宝殿

再造 應永元年甲戌五月吉日

匠宮本清兵衛

次に源左衛門清親と次に源左衛門清と次に源之進清経と次に源左衛門清遠次に孫平次清長次に源左衛門清高とは西川莊に住す。後に日高郡山野村に移住す。其の後玉置氏に仕へたりしが天正十三年乙酉に玉置氏没落の後に山野村に居住して農業に爲り子孫聯綿相続して現代梅太郎に至る。

大字江川 玉置家

目下丹生郵便局長たる玉置健一郎氏の祖父なる玉置市兵衛氏より明治五年壬申四月に差出されたる先祖書に曰く

一、先祖 玉置九郎右衛門

日高郡和佐村住玉置庄司の末葉にて御座候

南龍院様御入国の砌由緒御取調被爲仰出安藤帶刀殿御撰之上元和七年酉年被召出御功米六十石宛被下置六十人と御名附被爲遊久野三郎左衛門殿組興力被仰付相勤罷在候処其後六十人一統承應三年御省署被仰出御功米被召上以後六十人相續致候四代目三太郎義元禄年中に高野山騷動之節奉行衆二印御證文を以て被仰候は早速橋本へ相結御用相勤申候其後勝手甚難澁仕候に付家名断絶仕候

一、曾祖父 市助

兄三太郎難澁仕候付市助義江川村へ引越百姓仕候

一、祖父 市兵衛

親市助跡江川村百姓相續仕罷在候処宝暦三年酉三月在御仕入方相勤候様以御書附被仰付安永元年辰年迄相勤候処年罷寄候付退役仕候由に御座候

一、父 市兵衛

親市兵衛跡江川村百姓相續仕候

私義親市兵衛跡百性相續仕候処去ル文政八年酉二月御用筋出精相勤候付代々苗字帯刀指免候段御書附ヲ以被仰付候去ル嘉永四年亥十二月御在用永納仕候付地士指免候段以御書附被仰付候去ル文久二年戌四月在御仕入方相勤候様御書付ヲ以被仰付候明治二年巳年迄相勤候処廃止仰出候

右之通御座候
明治五年壬申 四月

下江川村元地士

玉置市兵衛

此の外数個の旧家あれども記録を存留し無きを以てこれを掲載すること不可能なり。

大字江川 江川家

朝日將軍源義仲卿の家臣樋口次郎兼光の末孫なり兼光は主人より多田藏人を討伐すべしと命ぜられ河内国長野城を攻撃し奔るを遂ふて紀伊国に入るや京落に戦争開始の報知に接し参加せんと上洛途上に主人の討死せしを聞き戦死に口心し乗撃の際に兎玉党の勧告に依り降りて誅せらる。一子兼貞なる者幼年にして京洛に流浪せしが世を憚り井口と改め名を次郎右衛門と称す一子平右衛門の代より有田郡田殿莊に移住し数世を経る中に南北兩朝の争乱に至り南朝に奉仕せしも事敗れて同地に居住せしが永正年間に和佐手取城主玉置民部少輔が熊野より出で大膳亮二代中は江川村の垣内田を隠居所とせられしに此の所は城地より稍遠隔なりければ威望を有せる者を置かんとて井口平右衛門を天文年間に有田郡より招待し客分として隠居所を給與し高拾参石余、田畑数多とを領せしめ家来に農業を営ましめしに天正拾参年に手取城没落以后も同所に居住中に大阪の役に方り浅野家に属せしが主家の安藝国に轉ぜられしより子孫は止りて農を業とし或は庄屋と爲り或は大庄屋と爲り今大正三年甲寅を距るこ
と百八拾参年前なる享保十二年丁未に江川と改称し子孫連綿たりければ本郷土に在って旧家の来歴を誇れる者は必ず先づ指を江川家に属せざる無し現戸主廣吉氏は数年前より兵庫縣に移住せられたり。

口古今受賞者

古来本郷土中に官より賞典を受けし者敢えて少からずと口碑に相傳なれども如何せん記録を保有せざるを以て掲載すること能はざれば今書類の留存せるものを證として左に掲ぐる事とせり。

大字江川の江川区長橋本楠之助氏の祖父膳兵衛は大正参年甲寅を距ること七十九年前なる天保八年酉正月に藩廳より

日高郡下江川村

鳥目五貫文
善藏倅
父に孝行に有之妻も同様能仕候段違

御聴奇特成儀に付被下候

正月十五日

明治二十二年己丑十二月に

和歌山縣日高郡丹生村

上田 佐助

明治二十二年八月十九日高川洪水ノ際日高郡丹生村和佐ニ於テ野田才五郎他八名ノ危殆ヲ認メ暴風雨ヲ冒シ自己ノ危難ヲ顧リミズ之ヲ救助スル段奇特トス依テ爲其賞金壹円下賜

明治二十二年十二月十日

和歌山縣知事從五位勲五等 松本 鼎

同日に

和歌山縣日高郡丹生村

木下 忠兵衛角

明治二十二年八月十九日高川洪水ノ際日高郡丹生村大字和佐ニ於テ角久吉他八十三名ノ危殆ヲ認メ暴風雨ヲ冒シ自己ノ危難ヲ顧ミズ先ツ角久吉上村安兵衛ヲ救助シ踵テ此二名ノ助力ヲ得テ八十一名ヲ救助セル段奇特トス爲其賞金三円下賜

明治二十二年十二月十日

和歌山縣知事從五位勲五等 松本 鼎

同日に

和歌山縣日高郡丹生村

角 久吉

明治二十二年八月十九日高川洪水ノ際日高郡丹生村大字和佐ニ於テ危殆ノ場合木下忠兵衛ノ救助ヲ受ケ踵テ上村安兵衛ト共ニ其救援人ニ助力シ暴風雨ヲ冒シ角新助他八十一名ヲ救助候段奇特トス

同日に
明治二十二年十二月十日
和歌山縣知事從五位勲五等
松本 鼎

明治二十二年八月十九日
高川洪水ノ際日高郡丹生村大字
和佐ニ於テ危殆ノ場合木下忠兵衛ノ救助ヲ受ケ踵イデ角久
吉ト共ニ其救援人ニ助力シ暴風雨ヲ冒シ角新助他八十一名
ヲ救助候段奇特トス

同日に
明治二十二年十二月十日
和歌山縣知事從五位勲五等
松本 鼎

明治三十九年三月に
和歌山縣丹生村
橋本 金蔵

右成績顯著ナルヲ以て明治三十八年本會農業改良將勵
法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス
農事改良の將勵

同日に
明治三十九年三月二十一日
大日本農會總裁大勲位功三級
貞愛親王

和歌山縣日高郡丹生村
□原 佐太郎

右成績顯著ナルヲ以て明治三十八年本會農業改良將勵
法ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス
農村風紀ノ改良

同日に
明治三十九年三月二十一日
大日本農會總裁大勲位功三級
貞愛親王

和歌山縣日高郡丹生村
小山 友吉

農事改良ノ將勵及実行

右成績顯著ナルヲ以テ本会農事改良將勵法ニ依リ
茲ニ之ヲ表彰ス

大正元年十二月十一日

大日本農會總裁大勲位功二級 貞愛親王

大正二年三月二

和歌山縣日高郡丹生村

小山 友吉

夙ニ心ヲ殖産興業ニ傾ケ殊ニ農民ノ觀ミザリシ荒蕪地ノ開
拓並ニ水利ノ改善ニ努力シ區民ノ嘲笑ヲ意トセズ百方画策
遂ニ起業ノ端緒ヲ開クニ至リ推サレテ井溝改良ノ委員長ト
ナルヤ明治四十一年二月ヨリ疎水工事ニ着手シ鞠窮事ニ當
リ今ヤ三町余歩ノ新田ヲ見ルニ至ル又農事ノ改良柑橘及造
林事業ニ力ヲ致シ自ラ範ヲ示シ衆人ヲ導ク等其ノ功勞洵ニ
多大ナリ依テ茲ニ之ヲ表彰ス

大正二年三月三十一日

和歌山縣農會會長正五位勲四等 川村 竹治

此の他に大字山野の森八郎氏が日高郡立圖書館設立費金參百円寄附したるに依り大正參年參月壹日に縣
知事より木杯杏組下賜されたる等の賞典及び表彰を受けし者も又僅少ならざれども茲に省略す

八 教 育 家

幸制頒布以來本郷土に於て初等教育に従事せられし人員は数多ありけれど多年間一日の如
くに教鞭を執りて誘掖感化に熱中せられたるは故植松憲氏なりき今同氏の畧歴を左に記録せ
ん。

植松 憲氏

氏は植松孫太夫の末孫にして元治元年甲子十二月八日に呱呱の声を日高郡志賀村に擧ぐ資性温厚篤実
にして児童教育に適任なり明治十二年己卯二月十五日に阿戸小學校教員と爲り殆ど四ヶ年間在任し明
治十五年壬子七月二十二日に遼翠小學校七等訓導を拝命し初めて本郷土江川村に赴任し三年六月にし
て明治十九年丙戌三月二十三日に和佐小學校七等訓導に任ぜられ一年一月にして明治二十年丁亥四月
一日に江川下簡易小學校訓導に任ぜられ明治二十四年辛卯四月より江川八幡神社社掌を兼務し該校に

二 德 望 家

職を奉ずること六年十月にして明治二十七年甲午一月十六日に江川尋常小學校訓導に任ぜられ明治三十四年辛丑四月一日に校長兼務を命ぜらる明治四十一年戊申の春宿病に罹り十月三十日に職を辞し十一月七日に享年四十五歳にして逝去せられたり。
氏が本郷に教員たること二十七ヶ年の久しきに亘り教育を受け実業家と爲り軍人と爲りて邦家に活動しつゝある者勝て計ふ可からず氏の如きは死すと雖も猶碌々生ける者に優れること多大なり所謂好村夫人とは夫れ植松憲氏其の人ならんか。

本郷土に於て近古の徳望家は瀬見善水氏の右に出る者無しいでや同氏の畧歴を叙せん。

瀬 見 善 水 氏

氏は瀬見彦右衛門善隣氏の子にして文化十年酉正月拾参日に弧を日高郡江川村に懸ぐ幼名政吉文政七年甲申十月に幸吉天保八年丁酉八月に雄次郎嘉永六年癸丑三月に彦左衛門と稱し明治初年に善水と改めらる別号を鳥嶽山人或は翠湾亦居所或は山静日長居或は土涓と稱す累世聯綿郷土にして大庄屋たり故に氏は二十歳にして天保三年壬辰十一月より父の職務を続けり明治二年己巳二月藩政改革に當たりて日高郡民政知局事に拔擢せられ同年拾壹月に太政官より和歌山藩少参事を宣下せられ同月十六日に和歌山藩より日高郡民政局にて相勤むべき事を命ぜられ明治三年庚午十二月十二日に有田と日高の兩郡合併せられ日高郡民政局にて可相勤候得共不及其儀事と有田郡民政局にて可相勤事と命ぜられ明治四年辛未七月十四日に廃藩置縣後元少参事名稱にて兩郡事務関涉之事を命ぜられ明治五年壬申二月に元田辺縣地日高郡出張所へ併合の付地所有物トモ可受取旨奉命候事と命ぜられ同年三月二十三日に和歌山縣より九等出仕を申付られ日高郡出張所在勤を申付けらる同年五月十七日に依願和歌山縣九等出仕を差免され同日雇を以て県廳へ出勤戸長係之事務可取扱を命ぜられ明治六年癸酉七月九日に御用有之候條神奈川縣へ出頭可致事を命ぜられ同年九月十九日に神奈川縣参事正七位山東直砥奉にて神奈川縣權大属に任ぜられ租税課長を申付られ明治七年甲戌五月二十日に地租改正掛申付られ同年七月二日に依願本官を免ぜらる明治八年乙亥一月に無禄本縣貫属氏族とせらる。明治九年丙子三月廿三日に勸業御用掛を申付られ明治十二年己卯三月より引退す爾後本籍に在住して専ら後進の誘導に盡力し傍ら佐の字中芝の耕地に在る処の岩石を砕かしめしに頗る好成绩を奏せられたりこれ縣下に岩石粉碎の嚆矢たり夫より日高川に散在せる岩石を粉碎せしめて大ひに成功し永代に亘りて利留せしめ加え氏が大庄屋在職中日高郡三百瀬村は日高川の沿岸に在れども耕地の灌漑に乏しく動もすれば旱害に罹れるを以て古來農民は困危しければ今を距ること四十九年前なる慶應元年乙丑に私有地所二反余りを池床に

寄附して貯水池を掘穿せしめ三ヶ年を経て成功し大ひに灌漑に利便ありければ農民等歎喜し一同協力して明治十一年戊寅に水分祭りと称し同氏を神と爲して崇尊せられたり同年十月十一日に三百瀬民より

残暑未退去候処先以

御前様益々御機嫌能被爲入恐悦奉候陳者来る十七日神

嘗祭遙拝を兼新池築造之秋祭として相勤就ては船津社

境内を借り競馬相催候に付即御願訴も今日上申御聞濟

次第相勤候筈に御座候間何卒聊にても御用暇間も爲在

候はゞ御光興被成下度儀村民一樣に奉待候也

副上申

乍恐過日村民集会際に村民の協議中本年は格別新池築造之功

神之功よりも高くと村民の大慶難盡言語人民は善水祭り称す

べきと申出候得共水分祭と申居候事

十月十一日
瀬見 善水様

御屋敷

御家来衆御中

御披露

同年九月廿七日の和歌山新聞第二百廿八号に

蔽蒂甘棠勿伐トハ是レ支那国ノ初メ人民ガ召伯ノ德ヲ讃美スルノ詩ナリ此二本郡江川村士族瀬見善水氏ハ維新ノ始メ民政局ヲ置カレシ際知局事ニ任ゼラレ日有兩郡ヲ管セシ人ナルガ其以前曾ヲ郷長ヲ奉職サレシ際旧四小区（旧六大区ナリ）三百瀬村ハ我が日高川ニ沿フノ地タルモ水利ニ乏シク此年千損ヲ蒙ルガ爲同志深ク之ヲ憂ヘ其村民ヲ勸誘シテ元治初年ノ頃良好ノ地ヲ相シ一大池ヲ新築スルノ議ヲ起シ一村舉テ賛成シ三年ニシテ其工完成シ其資金ノ如キモ償却ノ法ヲ整備セリ傍ニ一社ヲ建立シ水分神社ト云フ伊達自得翁ノ歌碑アリ爾來該村ハ年々此ノ巧沢ニ依テ干損ノ憂ヲ免レタリシガ就中本年ノ如キハ此水ノ力ニ依テ数拾日ノ干魃ナルモ少シモ其害ヲ被ラズ大有年ノ兆アルガ爲メ村民ハ踊躍シテ此巧徳ヲ讃美シ来ル十七日水分祭ト唱ヘ競馬ノ催アリ盛ニ祭典ヲ行ヒ兼テ同氏始メ村内ニ於テ此築池ニ盡力セシ人ノ贊揚セント村民此頃奮発シ村会ニ於テ既ニ議決セシ由是レニ蔽蒂タル甘棠之ヲ剪ラザルノミニ非ズ嗚呼千歳ノ後ト雖モ天変地妖非ル以上ハ村民永ク其ノ徳ヲ憑ル豈之ヲ一大美舉ト謂ハザル可ケンヤ他ノ池床米ヲ払ワズシテ漫ニ法廷ヲ煩ハシ義扮ヲ失フテ自ラ其ノ暴漫ヲ世上ニ賣ル者ニ此ヤハ豈日ヲ同ジ

ウシテ談ズ可ケンヤ因ニヨリ伊達自得翁ノ歌碑ヲモ録シ併セテ貴社ニ報ズ若シ貴重欄内ヲ割愛
セラルレバ幸甚ノ至ニ堪ス 日高 中川生

三百瀬に新池を築けるをり郷長瀬見善水が水分の神幸して湛はるゝこれの新池千代もかへ
しとよめるを見て

五百代や千代にくみぬる池水の

ひろきめぐみは千代もかれまじ

伊達自得

同年十月三日金曜日大阪日報第一千九十一号に

和歌山縣下紀伊の国日高郡に三百瀬といへる山村あり旧高四百五十石ばかりの納め高にて該村
は彼日高川の水崖に居りながら切岸高くして川水を田地に灌漑するの用に供すること能はず從
来僅に三、四の溜池を以て稲草を養ひしが少旱あれば其の收穫過半を減じ年貢も納めかね人民
困厄の状を見るに忍びず歎嗟の声聞くに堪へざりしに去る慶應の元年の冬に至り郷長瀬見膳水
氏大いに之を憂ひ奮起して村民にはかり領主の許可を得て私有の田地二反を池床とし大谷と云
ふ所に溜池を新築せり爾來用水に苦しむこと無かりしか本年は夏中雨無く近年稀なる旱にて四
隣の村々には大に此の旱に苦しみが三百瀬村のみは少しも稲作を損ふに至らず用水十分なり
しにぞ八束の穂浪豊かに打ちなびけるに及び村民の喜び大方ならず一村相談し豫て善水氏が該
池塘の傍に祭りたる水分神の広前に於て神樂を奏し角牴を催ほし歓声は山谷に響きけりこは
僻村の小幸なれども世の産を起し業を勉むるに志す君子をして一国一村大小異なりと雖も水利
の忽かせにすべからざるを知らしむるに足らんと同郡の寒川平七氏より投書ありたるまゝ

明治一七年五月に

向暑日々相増候処

御前様益御機嫌能被遊御座奉恐賀候陳ルモ各年非常旱害有之処當村之儀は大谷新池之功により
各村の地係りに批准すれば満作に合し村民の喜悅難言語昨冬池神社祭として参会之筈候処諸
方之人氣に依り相延し當今假に祭式を催し休日仕則一供一重献仕候間御笑納被成下候はゞ難有
奉存候仍て愚筆相添呈上仕候恐々謹言

一七年五月二十九日

三百瀬村

村民総代中

戸長 竹村 孫四郎

尚々御前之恩沢有失永生旧田面節句日祭り村会議決仕候事

との來状及び新聞紙に徴すれば氏は如何に徳望の高かりしは推して知る可し明治二十五年壬辰一月十

三日逝去せられたり氏の功績を録すれば数十紙を累ぬるも一端を盡すこと能はず本年の春氏が粉碎せしめたる石を用ひて大なる石碑を彫り阿彌陀寺境内に建てられたり

木近世村務二努力セラレタル故人

郷土の無事に発達すると否とは當局者其の人を得ると否とに基因するは今にして敢て喋々の辨を要せざるなり故に本郷土は亦今日あるは大政維新の當時に村務の局に當って努力せられたる人々の賜なりと云ふも不可ならざるなり然れども数星霜間に或は忘却せらるゝの慮無き能はず故に今茲に維新に断臆して村務に執掌し郷土に貢献せし人々の略記を記録し以後進の愛村心を惹起せしめんと欲す。

瀬見 靜人氏

氏は文政二年戊子三月三日に生誕す嘉永五年壬子即ち三十一歳にして上江川村庄屋役を慶應二年丙寅六月に上和佐村庄屋役兼務を命ぜられ慶應四年戊辰閏四月に内願に依りて上江川村庄屋役を命ぜられる氏が上江川村庄屋役たりしこと十七ヶ年の久しきに亘れり明治二年己巳三月に下江川村庄屋役及び上和佐村庄屋役兼務を免ぜられて江川村郷長を命ぜらる明治七年申戌十二月に兼務を免ぜられ明治十年丁丑十一月に願に依りて小区長を免ぜられ爾來本籍に於て専心殖産興業に熱中して大いに後進を指導し明治二十一年戊子九月二十日享年七十歳にして逝去す。

西川 熊助氏

氏は天保八年丁酉四月三日に山野村に生誕す資質剛直にして質朴なり權門に媚びず勢口[?]に諂はず邪典を惡むこと蛇蝎の如く寸毫も侵す可からざるの概あり曾って推されて戸長と爲るや誠心誠意に職を奉じ村内の幸福と発達とを計画せしこと焚眉の急よりも甚しかりしは異口同音に讃頌する処なり明治四十四年辛亥九月五日に齡古稀にして逝く仁譽義道靜順居士と戒名す大字の老幼氏を敬慕し碑を夫禪山地福寺境内に建てゝより氏の名声は不朽に遺存せり氏は承久の役に忠節を皇室に盡されたる從四位下刑部少輔源清重の末葉なり氏が氣骨の凜々たりしも或は先祖傳來の遺傳ならんか嗚呼氏の如きは死して余榮を存留せるは花辨春風に散れども余香芬々たるに等しと云ふ可きなり

山本 柳右衛門氏

氏は文政十一年戊子六月十二日に松瀬村にて生誕す安政元年甲寅に松瀬村庄屋役と爲り慶應二年丙寅に至る十三年間の久しき一日の如く該村の事務に勉強し慶應三年丁卯に伊藤川村と藤の川村との庄屋

役を兼務し明治四年辛未より公務を辞居して実業に従事し範を後昆に垂れ民業の旺盛にのみ從事せられたり。享年八十六才にして大正二年癸丑四月十四日に逝去せられたり氏の如きは功成りて身退く、の古聖賢の遺訓を遵守せる一丈夫れなりと評論するも過言に非るなり。

柏木 彦三郎氏

氏は天保七年丙申六月一日に下和佐村に生誕する氏自ら銜はざりしに慶應二年丙寅十月に官民の勧告黙止難く起ちて下和佐村庄屋役に就職し只管に村務を処理し専心意を村利民福に注ぎ孜孜焉汲々呼として奉職中に大政の維新に遭遇し廃藩置縣の改革に第六大区四小区下和佐村副戸長に命ぜらるゝや区戸長を補佐して公務に執筆し明治十一年戊寅十一月に職を辞し農業に努力し或は自治制に翼賛し明治三十四年辛丑三月十二日に逝去されたり氏の如き熱心家も亦郷土中に在つては希有なり年を享くること六十有六なりき。

狩谷 九輔氏

氏は天保七年丙申九月二日に生誕す資質誠忠質実にして人に接するに城郭を設けず胸襟を開放し内外一致表裏隔無し二十五歳の冬なる万延元年庚申十一月に上和佐村庄屋役を命ぜられ専心村是を計画中明治二年己巳二月に江川組郷口を命ぜられ奉職中に廃藩置縣の改革に方り大小区政を布かるゝや氏は第六大区四小区戸長を命ぜられ明治十二年己卯四月に引退し実業に従事して後進を誘掖し自治の制度を歆びつゝ老を養ひ明治三十七年甲辰十月十八日に逝去せられたり年を享くること六十九なりき。

森 八助氏

氏は丸山村丸山源八氏の二男にして嘉永六年癸丑八月十六日の生誕なり明治三年庚午即ち齡十八歳にして本村大字山野森平次郎氏の養子と爲られたり明治十三年庚辰四月に山野村村会議員に選ばれ推されて議長と爲る明治十五年壬午四月に和歌山縣より日高郡四十三番小幸区學務委員を命ぜられ明治十六年癸未八月に日高郡より山林原野地租改正日高郡委員を囑託せられ明治十七年甲申七月に江川村外八ヶ村聯合會議員に當選し夫より御坊村外百六十四ヶ村聯合會議に當選し或は十二番幸区の學務委員或は鹿ヶ背換路改修工事世話係を囑託せられ或は日高郡勸業委員を囑託せられ同年四月に丹生村々會議員和歌山縣縣會議員に當選し同年四月に和歌山縣名譽勸業委員を囑託せられ明治二十三年甲寅十二月に當選せられ同年五月に龍神往來人車荷物運搬數量調査委員を囑託せられ明治二十八年日高郡徵兵參事員に當撰せられ明治二十五年壬辰九月に和歌山縣縣會議員に再撰せられ明治二十八年乙未九月に滿期退職せらる明治三十年丁酉六月に日高郡所得稅調查委員に當選せられ明治三十二年巳亥五月に日本赤十字社和歌山支部日高郡協讚委員を囑託せられ明治三十四年辛丑十二月に日本赤十字

社正社員と爲られたり氏は斯くも名譽職に當選或は囑託せられ公衆の爲に運動しつつも殖産興業に執中し蘭品評会に於て賞與せられしこと三回にして木炭も又改良に努力せられしより物産共進会に於て授賞せられし等の功績多大なりしは世の既に知る所なり明治四十年丁未四月廿二日に享年五十五歳にして逝去せらる氏にして更に二十年の天壽を保たしめば邦家の爲めに著しき勲功を奏せしならん。

瀬見 伊助氏

氏は蘭浦地士栗本信次氏の二男にして嘉永三年庚戌五月三日に生誕す十九歳にして下江川地士瀬見良助氏の養子と爲り明治四年辛未に二十二歳にして養父の職務を襲ぎて下江川及び上和佐と両村の庄司役を勤務し明治七年甲戌に三佐村戸長と爲り明治八年三月より上和佐副戸長に轉じ明治十二年己卯三月に退職し瀬見家傳來の鑑屋の業に専心從事し明治十八年乙酉九月に江川村外八ヶ村戸長を命ぜられ明治二十二年己丑三月に退職し明治二十三年庚寅三月に丹生村助役と爲り満期より丹生村村會議員と爲り明治三十三年庚子十二月三十日に享年四十九にして逝去せられたり。氏は資質剛直不屈なりしを以て衆に容れられざりしと雖も養蚕及び牧牛稲作改良等に熱心して範を後進に垂れられたり。故に逝後に至りて人々は氏生前の功績を頌讚しつつあり氏の如きは古人の所謂棺を覆ふて事定るてふなるものなり。

此の外に柏木音右衛門氏の下和佐村の庄屋役を西川助四郎氏の猪内川村の庄屋役を森平次郎氏の大滝川村と猪内川村との庄屋役を西川庄次郎氏の猪内川村庄屋役を玉置幸三郎氏の上江川村と猪内川村との副戸長及び江川村戸長を勤務せられし等は此処に省略す。

歌

江 川

添はゞ日高の奴等サ伊豫や薩摩の妹背かよ。祝ひ目出度の若の松枝も栄ゆりや葉も茂る。五尺手拭中染めて、乃公に呉れ様より宿へ置け。宿が好ければ名も高い。八丁目往くとて金拾ふて是も八丁目の御利生かよ。「ソレハヨイ連中一躍るへは合点か」「オゝ合点じゃ」貴尊十七寅の歳参る薬師は寅薬師、沖の鷗に物問へば、我は立つ鳥浪へ問へ、竹は伐り様で溜り水澄まず濁らず出づ入らず「ソレハヨイ連中」詞後前見合せ確り也「連中」祝ひ目出度アノ若松様はアジャノツシノツン、ハリハノシ、コレハノシ鄙奴の奴の子コレハノヤ、ハリハノヤ、ハア、シチヤ、サテサテヨイ、ヒニヤヨイヨイ、連中日にや千両取るともヨイヨイハハ馬方イヤ、ホンコホンコ、馬方イヤ、ヨイヨイ腰ニヤ馬柄杓クウ、ウンウンヤットマカシタ、セキドロセ、キドロシツチヨンチヨン手にや亦轡ストドヤ月の都は万歳断念せねば、ナイヨサ如何した新田の長太郎は去にやるかよ、宿りじゃ御座らぬかヨイヨイ、トチチン トチチン、ハイドウシ、ドウシ、

トチチン、トチチンハイドウシ、ドウシ、トチチン、トチチン
ソレハヨイ連中（先奴）如何物食いに（一同）何は宜からふ。猶の
れは酸い。あんだ浮世はよ、連中だ、張臂じやヒニヤヨイ、ハノ
時にや（一同）腕に生傷絶えなんだ、小腕に生傷絶へなんだ、今
てはひつかすべし。の心、若い時には変わるまい。相手によつ

和
佐

和佐の小連中が浮いて通るは、ハイリ、ハイリ、ヨイショ、浮いて通る。それや濱でやんざん、それや濱で踊れやれハイリハイリ、ヨイヨ。御見物の衆、はいはさいた、かいらぎべが浮いて通るはハイリハイリ、ヨイカ、浮いて通るはそれや濱でやんざん、それや濱で踊れやれ御見物の衆ハイリハイリ、ヨイヨイ御見物の衆はいやつけた瓢箪べが浮いて通るはハイリハイリヨイヨ、浮いてはそれや濱でやんざんそれや濱で踊れやれ、御見物の衆、ハイリハイリヨイヨ、御見物の衆、はいやはとほひげんべが浮いて通るはハイリハイリヨイヨ、浮いて通るはハイリハイリヨイヨ浮いて通るはそれや濱でやんざん濱で踊れやれ御見物の衆それやしかとしかと、すうすにやよい。若い時にや、人のすてつべをきりはふた。今も二人三人は乃公等連中じゃ。おおそれすいよを、執れも連中じゃ、ハリハノシ、コレハノシ、すうすにやよい、サア喧嘩はすきもなんもんよ、友達持てばな、さいけのこもんなんなによ志ぎもぎにやひゆる、ハリハノシ、コレハノシすうすにやよい、サア人の言なし乃公等連中じや何によ連中じや、はりひじじや、すうすにやよい、何と連中踊るべ合点か連中づきんしゃんときて、腰に巾着かんつける踊るべななな踊るべなな、さやすにやよい、はあ、うけさてな、すうすにやよひ伊達を好むは御馬屋の閑助、殿の御入を追つ立つる。イヤ行列揃へて、志つかと志つかと志つかと、ハイどうし。此の金鰐鮫鞆釘抜紋乗ったか占めたか、シツシツ。此のよい、いや、よい、いやのう權さんは、どふこい、はつはにござれ此の日本一の男伊達、志うすの、びんつけ油墨、つるひんつるひん、なぜにつやまは、出て待つぞ、このさこのせ。ゆうげは、たらふくつうてん、ひよう、はたふく、つうてんひようばたふくつうてん、サアどうでも權三はよい男。油壺からどっこひ、出る様な男はいと、とんとんころりとみとれる男。磯の千鳥をぼうなんでも權三はよい男。さうしつし、えうしえうしえうし、此の目出度のなヨイヨイヨイヤナア、なんかからさきはえんえん、さふさふ、オツそれ誠の若の松枝も栄ゆる葉も茂るはりはよ、踊りは奴のさらさ、よふよふ

山野

目出度のや千代に八千代に、なれも千束の玉手函治まる御代のエエ治る御代の嬉しさに神も納受やし、給ふらん若紫の單帯結ぶの神に手を率れ灘の潮汲む憂身ぞと見れば月さへ樋にある月は一つ影は二人の面白や長いもあれば短いも阿るは女中の笠の紐春は霞に山も朧に薄化粧、雲と見紛ふ吉野の櫻を知れよかし憂

は卯の花時鳥鳴く雉子鳴く野辺の蛙が鳴く音に哀れを思はれし秋は小男鹿、己が来々妻を恋ふ紅葉踏み分け鳴く音に哀れをよかし冬は霜夜に雲や霰や雲降る鴛鳥の妻恋う柳に白鷺冬枯れし春は四方の山々に花は三吉野のナアウンアゝあゝちちらちちらと樂の其の中に我等が様なる浮れ者勇みに勇んで踊りませう。秋の祭りの賑ひに民も安全神をいさめの神樂の大鼓と諸共にいざや栄ゆる御代ぞ樂しき。

編纂委員

川越	森	宇	野	瀬	川	狩	山	川	松
	和	田	見	口	谷	下	越	井	
蘭堂筆	武	勝	樟	富	音	楠	秀	教	藤
	楠	太	男	三	次	太	夫	潤	之助

丹 生 村 郷 土 誌 に つ い て

一、丹生村郷土誌編纂詳細は序文に明らかなれば贅ごんせず。

只編纂委員に名を連ねざれども、編纂の実際は主として小川仲記が當れるものの如し。
一、本誌寫本は昭和廿四年七月十八日に着手、八月廿三日に終る。所要日数三十七日なり。

昭和二十四年八月廿三日

清 水 長一郎

父長一郎の写本をワープロで活字化する。小生では判読できない文字や文章が多く時代の推移を痛感した。

父が写本した時代は第二次大戦敗戦後の物資乏しい時代で用紙は勤務先の廃棄書類の裏を
用いている。

平成十五年（二〇〇三）六月十二日

清 水 章 博